

磐梯山の火山活動が 活発化した場合の避難計画 (改定案)

平成31年〇月〇〇日

磐梯山火山防災協議会

目 次

1. 計画の基本的事項	1
1.1 避難計画の作成趣旨	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け.....	1
1.2 火山現象と影響範囲に関する想定	2
(1) 対象火山の概況.....	2
(2) 監視観測体制等.....	2
(3) 避難計画の対象となる火山現象と影響範囲	4
1.3 避難計画の基本的事項	10
(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲.....	10
(2) 居住地域における避難対象地域.....	11
2. 事前対策	13
2.1 防災体制の構築	13
(1) 県及び市町村の防災体制	13
(2) 協議会の構成機関の役割	14
(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理.....	15
(4) 登山道・道路の規制対応	15
(5) 国との合同会議等	20
2.2 情報伝達体制の構築	21
(1) 火山に関する予報・警報・情報.....	21
(2) 噴火警報等の伝達系統図	23
(3) 異常現象等の報告等	24
(4) 住民・登山者等への情報伝達と手段.....	26
2.3 避難のための事前対策	27
(1) 噴火警戒レベルと避難勧告・指示等の発令基準.....	27
(2) 火口周辺における避難場所及び避難方向	28
(3) 居住地域における避難場所（避難所）及び避難経路.....	29
(4) 特定地域の選定.....	39
(5) 避難促進施設の指定	40
(6) 避難手段の確保.....	40
(7) 突発的に噴火した場合の行動に関する周知	40
2.4 救助体制の構築	41
(1) 救助に関する情報共有体制	41

(2) 医療体制	41
3. 噴火時等の対応（緊急フェーズ）	42
3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	42
(1) 異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表された場合	42
(2) 噴火警戒レベル2に引き上げられた場合	43
(3) 噴火警戒レベル3に引き上げられた場合	46
(4) 噴火警戒レベル4に引き上げられた場合	49
(5) 噴火警戒レベル5に引き上げられた場合	52
3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応	54
(1) 突発的に噴火した場合	54
3.3 連絡体制	56
(1) 救助活動の体制	56
(2) 住民・登山者等の救助活動	57
(3) 医療活動	57
3.4 広域避難	58
(1) 広域避難の判断・実施	58
(2) 避難手段の確保	58
(3) 避難先の受入れ	58
3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域	59
3.6 降灰が発生した場合における土砂災害への対応	59
3.7 報道機関への対応	59
(1) 報道機関対応	59
(2) 安否情報の収集に関する要請	59
4. 緊急フェーズ後の対応	60
4.1 避難の長期化に備えた対策	60
4.2 一時立入の対応	60
4.3 避難勧告・指示等の解除	60
4.4 規制範囲の縮小又は解除	61
4.5 風評被害対策	61
5. 平常時からの防災啓発と訓練	62
5.1 防災啓発	5-62
(1) 住民・登山者等への防災啓発	5-62
(2) 学校での防災教育	5-62
5.2 防災訓練	5-62

1. 計画の基本的事項

1.1 避難計画の作成趣旨

(1) 計画の目的

磐梯山の火山活動が活発化し、銅沼火口や沼ノ平火口等の想定火口で噴火した場合、火口周辺地域及び磐梯山周辺の居住地域に多大な影響を及ぼす火山現象は、火山ガス、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流等である。これらの火山現象には、発生してから短時間で影響を及ぼし、登山者及び観光客（以下、「登山者等」という。）や地域住民の生命に対する危険性が極めて高いものもあり、発生前から各種規制及び避難に関する事項を具体的に定めておくことが重要である。

本計画は、磐梯山が噴火、又は噴火の可能性が高まった場合に、磐梯山火山防災協議会（以下、「協議会」という。）が福島県及び関係市町村並びに関係防災機関と連携協力し、地域住民や火口周辺に存在する登山者等の安全を確保し、迅速かつ円滑な避難対応がとれる体制を講ずることを目的とする。

(2) 計画の位置付け

本計画は、活動火山対策特別措置法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえ、火山単位の統一的な避難計画として協議会において策定するものであり、本計画で定める事項について、福島県及び協議会に属する市町村の地域防災計画や防災関係機関の防災業務計画等に反映することにより、実効性のある警戒避難体制を推進するものである。

1.2 火山現象と影響範囲に関する想定

(1) 対象火山の概況

磐梯山は、福島県猪苗代湖の北に位置する底径7～10km、比高約1kmの安山岩質の成層火山。赤埴山（あかはにやま）、大磐梯、櫛ヶ峰などが沼ノ平火口を取り囲んで、円錐形火山体が形成されているが、過去に山体崩壊が何度か繰り返されて現在の山容となった。1888年の水蒸気噴火にともなう山体崩壊と岩屑なだれは著名であるが、この他にも南西方の翁島や頭無などの岩屑なだれ堆積物があり、それらに対応する崩壊壁が山体に認められる。

磐梯山の活動は、休止期をはさんで新旧2つに大きく分けられる。古期の活動では主に赤埴山や櫛ヶ峰が形成され、新期の活動では大磐梯山や1888年噴火で消滅した小磐梯山が形成された。新期の活動では南麓に翁島岩屑なだれと軽石流を堆積させた。崩壊跡地の馬蹄形カルデラ内には、その後に再び山体が形成された。主なマグマ噴火は数万年前には停止して、その後は水蒸気噴火の活動へと移行した。

有史以降の噴火はすべて水蒸気噴火である。詳しい記録が残されているのは1888年噴火だけである。1888年噴火で形成されたカルデラ壁や山頂沼ノ平火口には微弱な噴気孔が点在する。カルデラ壁の崩壊による山崩れも1936年や1954年などに起こった。

（気象庁発行「日本活火山総覧（第4版）」より）

(2) 監視観測体制等

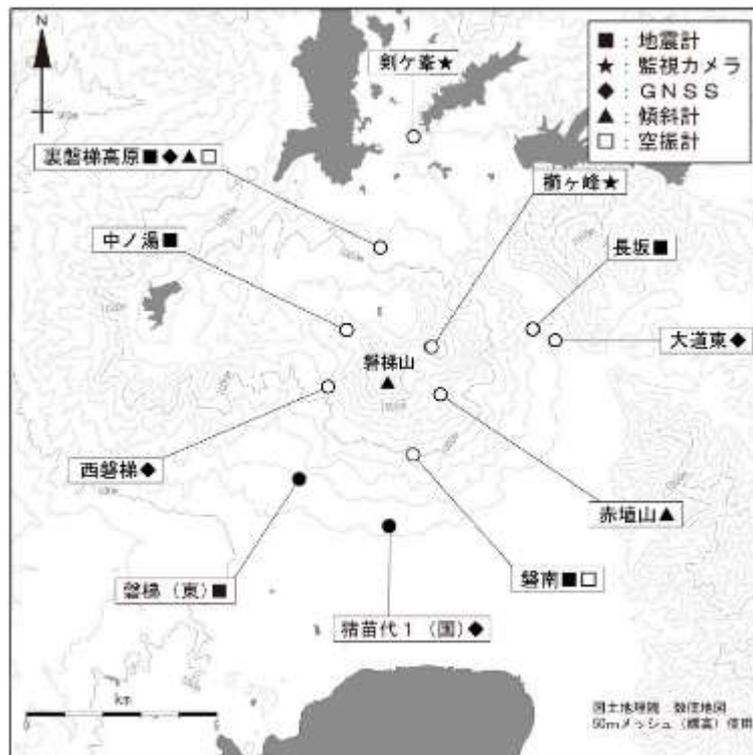
磐梯山では、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、気象庁、国土地理院及び東北大学が地震計、傾斜計、空振計、GNSS観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備している。仙台管区気象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している。

また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に調査観測を行い、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。

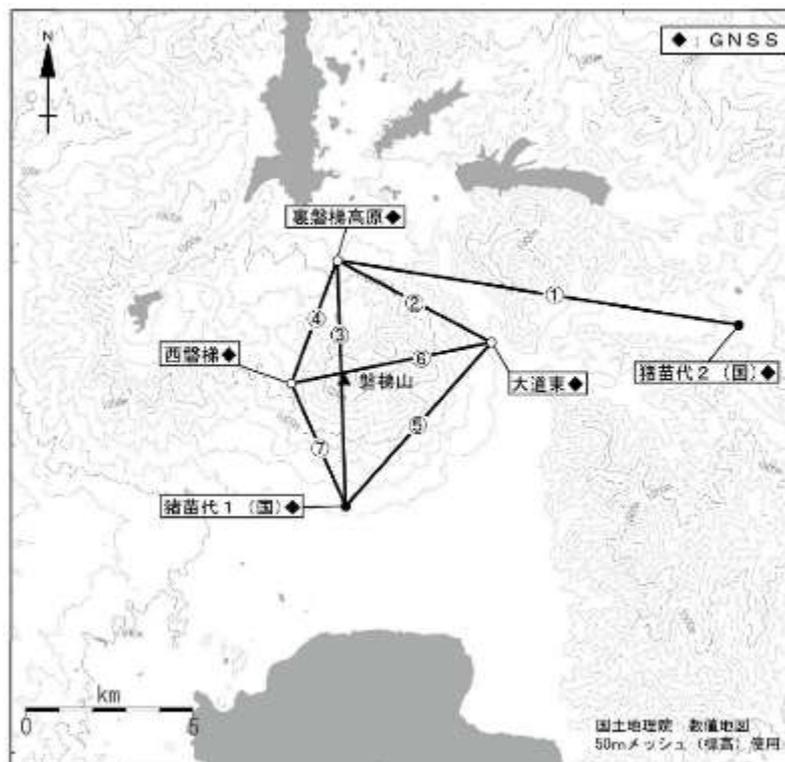
なお、磐梯山では平成21年3月31日から噴火警戒レベルが運用されており（平成〇〇年〇月〇〇日改正）、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報が発表される

図 1-1 磐梯山観測点配置図（気象庁火山活動解説資料（H30.9）より）



小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
 (国)：国土地理院 (東)：東北大学

図 1-2 磐梯山 GNSS 観測点配置図（気象庁火山活動解説資料（H30.9）より）



小さな白丸（○）は気象庁、小さな黒丸（●）は気象庁以外の機関の観測点位置を示しています。
 (国)：国土地理院

(3) 避難計画の対象となる火山現象と影響範囲

① 計画の対象となる火山現象

「磐梯山火山ハザードマップ」にある「火山噴火や発生する現象」に基づき、火山ガス、噴石、降灰、降灰後の土石流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流等の発生を想定する。

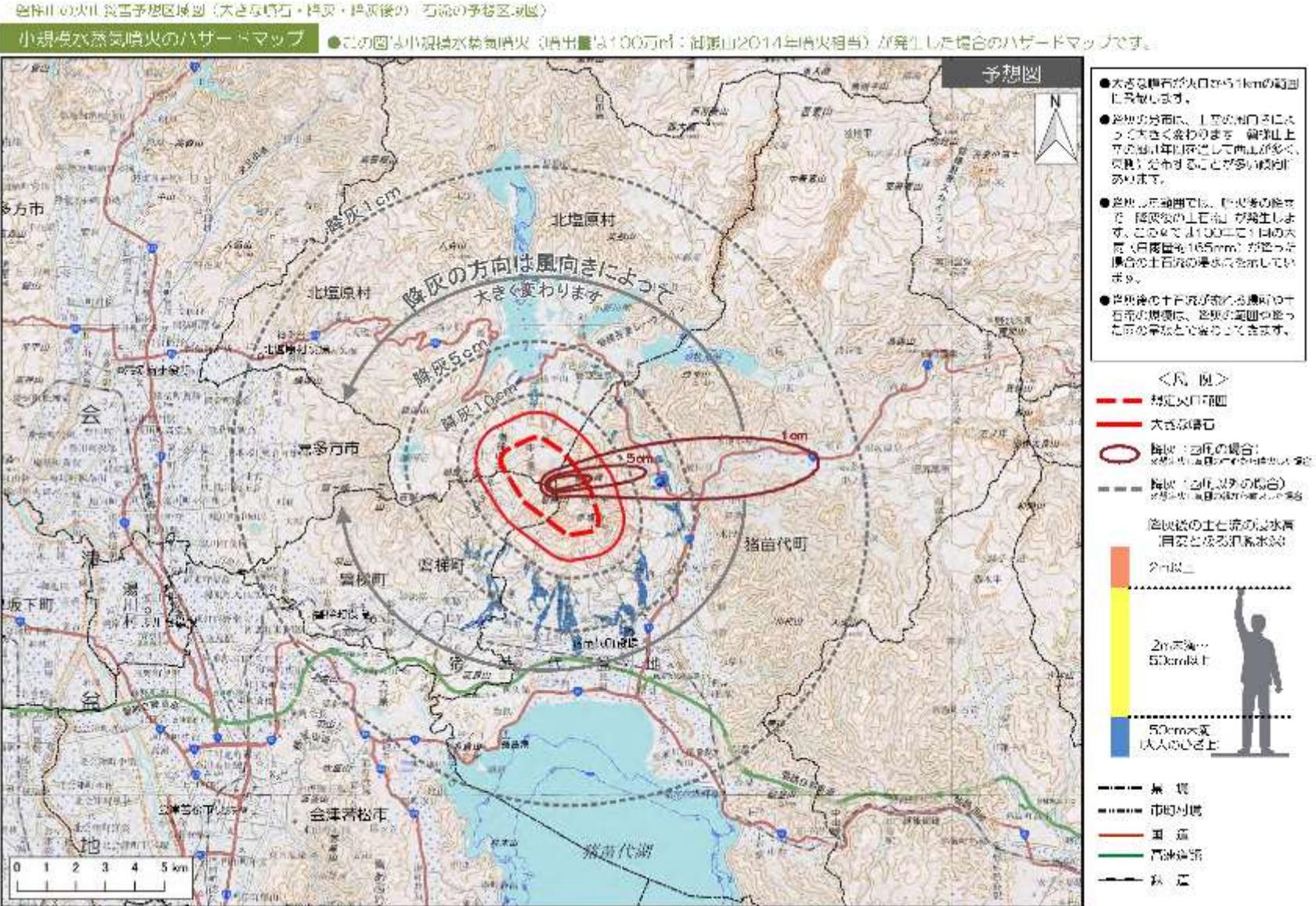
表 1-1 磐梯山で想定される火山現象と計画の対象

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20~30cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2~4km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊されたりする災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</p>
小さな噴石 火山灰（降灰）	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径数 cm 程度のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2 mm 未満のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から 10km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分~十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>
溶岩流	<p>マグマが火口から噴出して高温の流体のまま地表を流れ下る。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅く基本的に人の足による避難が可能。</p>
火砕流	<p>火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、高速で流れ下り、場合によってはその速度が 100km/h を超えることもあり、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合には、火砕流から身を守ることは不可能である。</p>
火砕サージ	<p>火砕サージは火砕流の一種であるが、岩片や火山灰の濃度が薄いものであり、高速で流れ下るという点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低い、100℃近くになることもありうる。</p> <p>安達太良山では、1900年7月の水蒸気噴火に伴う火砕サージにより、火口西側の硫黄川沿いで多くの死傷者が発生した。</p>

想定される主な現象	火山現象等の特徴
融雪型火山泥流	<p>積雪期の噴火の場合、雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、広範囲に渡る大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。</p>
降灰後の土石流	<p>火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。堆積しているところでは、数ミリ程度の少量の雨でも土石流は発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。</p>
火口噴出型泥流	<p>噴火とほぼ同時に火口から泥水等が噴き出し、主に谷筋を流れ下る現象である。高温の場合には、「熱泥流」とも呼ばれる。</p>
岩屑（がんせつ）なだれ	<p>岩屑なだれは、火山噴火や地震などによって火山体が大規模に崩壊し（山体崩壊）、斜面を高速で流下する現象である。</p> <p>磐梯山では、1888年7月の水蒸気噴火に伴い山体が崩れて北側へ流れ下り、北麓で多くの集落が埋没した。</p>
火山ガス	<p>火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。（二酸化硫黄や硫化水素は、嗅覚を麻痺させる作用があるため、高濃度では臭気を感じられなくなることもある。）</p> <p>安達太良山では、1996年9月に沼ノ平火口の中央付近で泥が飛散し、火山ガスが噴出。1997年9月には、火山ガス（硫化水素）により、登山者4名が死亡する事故が発生した。</p>
空振 (その他の現象)	<p>爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。</p>

② 対象となる火山現象の影響範囲

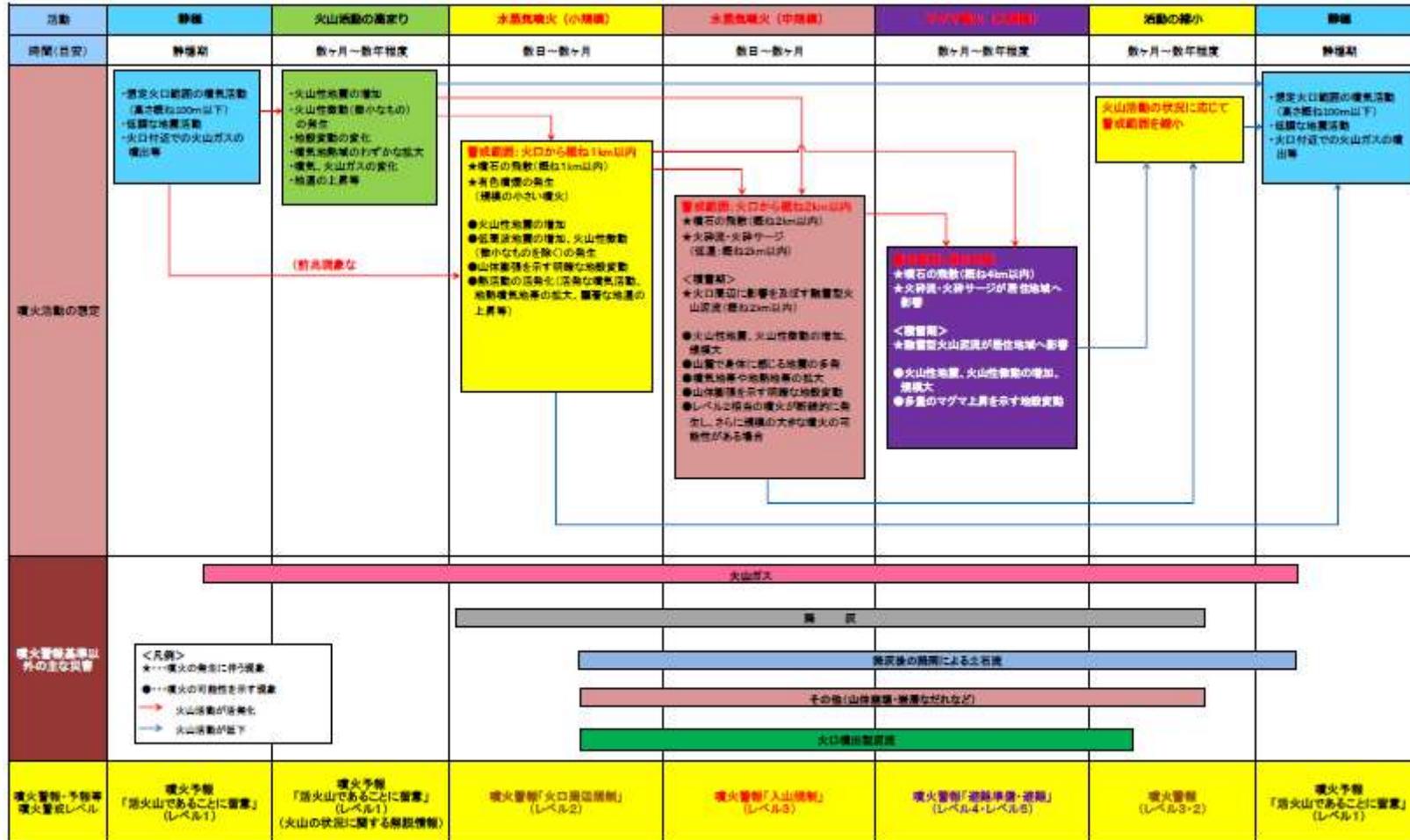
図 1-3 磐梯山火山ハザードマップ（小規模水蒸気噴火ハザードマップ）



③ 噴火シナリオ

噴火シナリオについては、「磐梯山火山噴火緊急減災対策砂防計画」(H28.3)を参考として、噴火警戒レベルの改正(平成〇〇年〇月〇〇日)において検討された噴火想定を採用する。

図 1-5 磐梯山の噴火シナリオ《仮置き》



*噴火を想定する火口は、磐梯山火山ハザードマップの「想定火口範囲」とする。
 *火山活動の状況により火口が特定できた場合や実際の火山現象による影響範囲に応じて警戒範囲を縮小する。
 *噴火規模の指標は、火山学的噴火規模(噴出物量)とは異なり、大きな噴石や火砕流等の到達する範囲(影響範囲)を基準としている。

④ 噴火警戒レベル

本計画は、磐梯山の噴火警戒レベル（平成〇〇年〇月〇〇日改正）に基づくものとする。

表 1-2 磐梯山の噴火警戒レベル《今後差替え》

予報警報	対象範囲	レベル レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれぞれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火の発生。 ●噴火に伴う融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <p>過去事例 なし</p> <p>予想される事例 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生した場合</p>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模噴火の発生の可能性。 ●噴火に伴う融雪型火山泥流が発生し、噴火がさらに継続すると居住地域まで到達すると予想される。 <p>過去事例 なし</p> <p>予想される事例 1888年の水蒸気爆発が積雪期に発生する可能性</p>
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●中規模噴火が発生して、火口から概ね3km以内に噴石飛散。 <p>過去事例 なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●中規模噴火の発生が予想される。 <p>過去事例 2000年8月15日：日別地震回数403回、有感地震発生、GPSに若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制</p>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火が発生し、火口から概ね1km以内に噴石飛散。 <p>過去事例 なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小規模噴火の発生が予想される。 <p>過去事例 なし</p>
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等。	現在の状態。

注1) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

注2) レベル3の規制には、一部道路の規制を含む。

注3) 火口とは、銅沼付近の旧火口と沼の平火口をいう

1.3 避難計画の基本的事項

(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

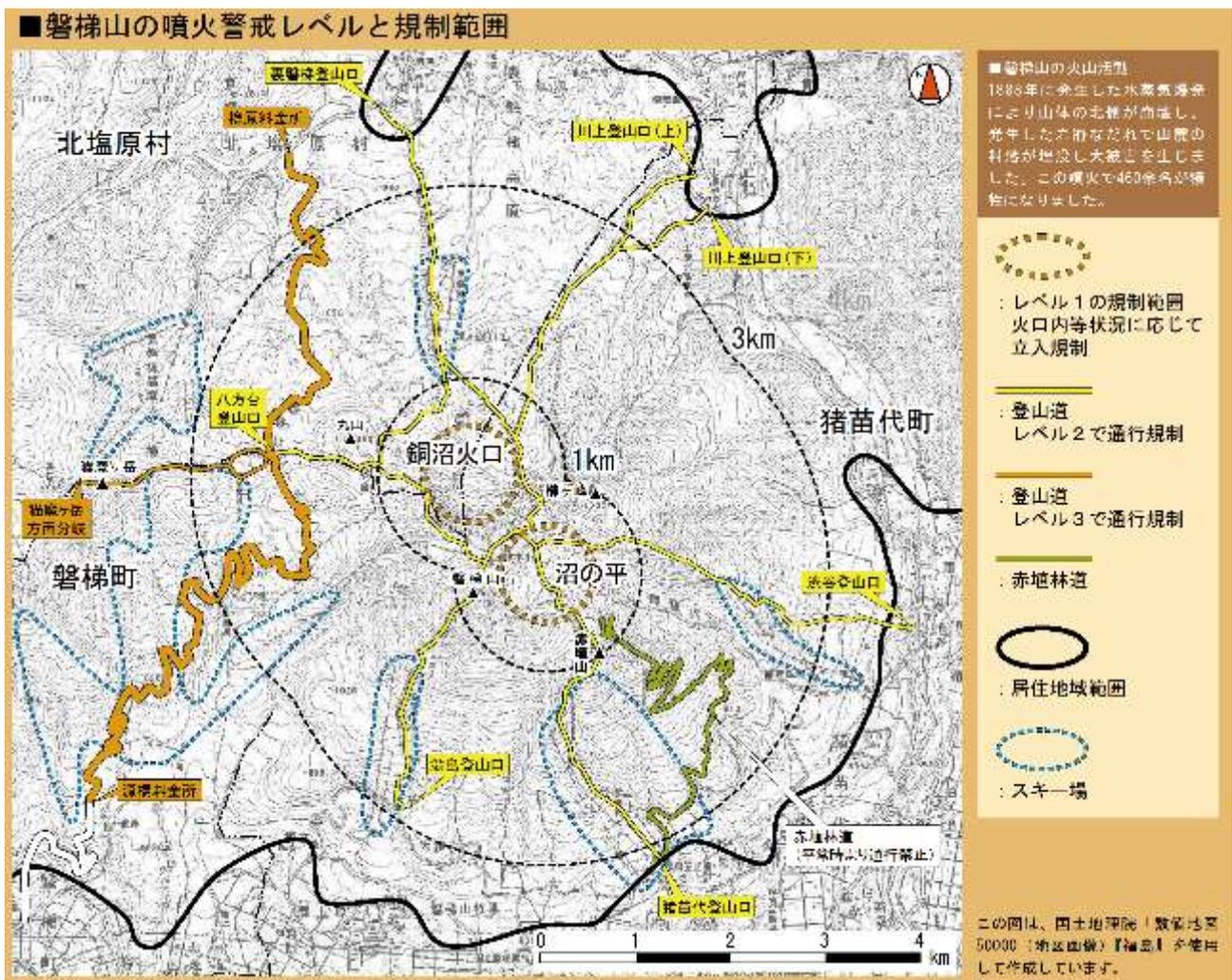
「磐梯山の噴火警戒レベル」に基づき、本計画で想定する火口周辺規制、入山規制の範囲は以下のとおりとする。

なお、磐梯山では、北西から南東方向に延びる広い範囲に火口が分布しており、今後噴火の発生が想定される地点を1点に決めることが困難であることから、火口密度分布や噴気孔位置等の諸条件に基づき、「磐梯山火山噴火緊急減災対策砂防計画」で設定した想定火口範囲を想定火口とする。

レベル2の場合における警戒範囲：想定火口から概ね1km以内

レベル3の場合における警戒範囲：想定火口から概ね2km以内

図 1-6 火口周辺規制及び入山規制の範囲 《今後差替え》



(2) 居住地域における避難対象地域

「磐梯山火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」及び「磐梯山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の火山災害想定に基づき、本計画で想定する居住地域における避難対象地域は以下のとおりとする。

表 1-3-1 居住地域における避難対象地域（大きな噴石）

市町村	避難対象地域（大きな噴石）
猪苗代町	古城町、本町、旭町、新町イ、新町口、上新町、九軒町、半坂、中町、神明町、新北町、見祢、沼ノ倉、渋谷、長坂、土町、祢次、川上、見祢山、葉山、スキ一場、桜ヶ丘、千貫、翁島駅前、不動、磐根、天鏡台温泉、伯父ヶ倉、樋ノ口、名家
磐梯町	七ツ森
北塩原村	剣ヶ峯行政区、蛇平行政区、秋元行政区、長峯行政区

表 1-3-2 居住地域における避難対象地域（火砕サージ）

市町村	避難対象地域（火砕サージ）
猪苗代町	四ッ谷、名古屋町、古城町、本町、旭町、新町イ、新町口、上新町、九軒町、半坂、中町、神明町、新北町、新堀向、今泉、見祢、沼ノ倉、渋谷、長坂、土町、祢次、川上、見祢山、葉山、スキ一場、桜ヶ丘、千貫、新在家、五十軒、釜井、烏帽子、東南真行、西真行、大在家、行津桜川、翁島駅前、土田、不動、磐根、砂川、天鏡台温泉、扇田、千代田、打越、北高野、八千代、六角、百目貫、堤崎、島田、上ノ上、明戸、下館、志津、荻窪、水沢、伯父ヶ倉、白木城、小水沢、樋ノ口、名家、酸川野
磐梯町	七ツ森、磨上、六郎原、布藤、源橋、更科団地、塩ノ原、大曲、横達、一の沢、大寺一区
北塩原村	剣ヶ峯行政区、蛇平行政区、秋元行政区、長峯行政区

表 1-3-3 居住地域における避難対象地域（降灰後の土石流）

市町村	避難対象地域（降灰後の土石流）
猪苗代町	古城町、新町イ、九軒町、半坂、中町、神明町、見祢、渋谷、長坂、土町、川上、不動、天鏡台温泉
磐梯町	七ツ森、磨上、横達
北塩原村	剣ヶ峯行政区

表 1-3-4 居住地域における避難対象地域（融雪型火山泥流）

市町村	避難対象地域（融雪型火山泥流）
猪苗代町	四ッ谷、名古屋町、古城町、本町、旭町、新町イ、新町口、上新町、九軒町、半坂、中町、神明町、新北町、新堀向、今泉、見祢、沼ノ倉、渋谷、長坂、土町、祢次、川上、見祢山、葉山、スキ一場、桜ヶ丘、千貫、三城湯、新在家、五十軒、釜井、烏帽子、東南真行、西真行、大在家、西久保、行津桜川、翁島駅前、土田、不動、磐根、砂川、天鏡台温泉、西館、牛沼、入江、相名目、蜂屋敷、廻谷地、扇田、千代田、打越、北高野、八千代、六角、百目貫、仁蔵、堤崎、島田、上ノ上、川崎、夷田、松橋、松橋浜、明戸、下館、志津、荻窪、水沢、伯父ヶ倉、白木城、小水沢、樋ノ口、名家、酸川野
磐梯町	七ツ森、磨上、源橋、更科団地、塩ノ原、大曲、横達、一の沢、本寺、大寺全域、西部地区の河川沿い
北塩原村	剣ヶ峯行政区、蛇平行政区、秋元行政区
会津若松市	河東町福島地区
喜多方市	第1区、第2区、第3区、第4区、第5区、第6区、第7区、第8区、第9区、第10区、第11区、第12区、第13区、第14区、藤の木、三橋、江添、金川、馬場新田、下窪、館ノ内
湯川村	高瀬地区、水谷地地区、沼ノ上地区、浜崎地区、桜づつみ地区、松川団地

2. 事前対策

2.1 防災体制の構築

(1) 県及び市町村の防災体制

福島県及び関係市町村は、磐梯山の噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、磐梯山の活動に関する情報等の収集や避難収容活動に関する調整、応急対策に係る連絡調整等を行い、相互応援態勢の確立を推進し、避難等の防災対応にあたるため、噴火警戒レベルに応じた防災体制をとる。

なお、噴火警戒レベルに応じた防災体制は表 2-1 及び表 2-2 のとおりである。

表 2-1 噴火警戒レベルに応じた防災体制（福島県）

噴火警戒レベル	福島県
1	(なし)
2	警戒配備
3	警戒配備～特別警戒配備
4	特別警戒配備～特別警戒本部
5	災害対策本部

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた防災体制

(猪苗代町・磐梯町・北塩原村・会津若松市・喜多方市・湯川村)

噴火警戒レベル	猪苗代町	磐梯町	北塩原村
1	(なし)	(なし)	(なし)
2	事前配備	警戒配備	警戒配備
3	警戒配備	警戒配備	警戒配備
4	第1非常配備	災害対策本部	災害対策本部
5	第2非常配備	災害対策本部	災害対策本部

噴火警戒レベル	会津若松市	喜多方市	湯川村
1	(なし)	(なし)	(なし)
2	(情報収集)	(情報収集)	(情報収集)
3	事前配備～警戒配備	事前配備～警戒配備	事前配備～警戒配備
4	第1非常配備	第1非常配備	第1非常配備
5	第1非常配備～第2非常配備	第1非常配備～第2非常配備	第1非常配備～第2非常配備

(2) 協議会の構成機関の役割

磐梯山の火山現象に係わる関係機関の主な役割は、表 2-3 のとおりである。

表 2-3 協議会構成機関の役割

機 関 等	主 な 役 割
磐梯山火山防災協議会	<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 規制範囲の拡大、縮小に関する協議等 コアグループ会議開催 関係機関への現状説明等
火山専門家	<ul style="list-style-type: none"> 対応協議に関するアドバイス 今後の火山活動の見解等
気象庁 (仙台管区気象台、福島地方気象台)	<ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の監視、観測 関係機関に対する情報提供 噴火時の現地調査 噴火警報、噴火警戒レベル等の発表及び伝達
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 国道の道路規制及び規制情報の提供 土砂法に基づく緊急調査（ヘリ調査等） 災害対策機器・資材等の支援
林野庁	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供 林道への立ち入り規制の実施（標識等の設置） 降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査
環境省	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、防災情報の発信 裏磐梯ビジターセンターとの情報共有 登山道規制、看板設置
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣 避難者の救助搬送、行方不明者の搜索
福島県	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、発信 国との連絡調整 道路及び登山道規制（看板設置含む） 融雪型火山泥流、土石流対策 ・ 林野火災の消火 農業、畜産業への支援 登山者等に対する情報提供 風評被害対策 ・ 自衛隊災害派遣要請 広域避難調整
福島県警察	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集及び通報 磐梯山一帯登山者等への広報（ヘリによる。） 地域への避難広報 ・ 道路規制 救助活動、避難誘導 ・ 行方不明者の搜索
市町村	<p>(平常時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 避難道路の整備 住民等の防災活動の促進、環境整備 登山者等の安全確保対策 <p>(噴火時)</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、伝達 自衛隊災害派遣要請の依頼 道路及び登山道規制 ・ 警戒区域の設定 避難勧告等の発令及び各種規制 避難の指示、誘導
各消防本部	<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集及び通報 地域への避難広報 救助活動、避難誘導 行方不明者の搜索

(3) 噴火警戒レベルと防災対応の整理

福島県及び関係市町村による噴火警戒レベルに応じた防災対応の概要は、以下のとおりである。

表 2-4 噴火警戒レベルに応じた防災対応

噴火警戒レベル	福島県	猪苗代町、磐梯町、北塩原村	会津若松市、喜多方市、湯川村
1	・必要に応じて想定火口への立入規制	・必要に応じて想定火口への立入規制	—
2	・火口周辺規制	・火口周辺規制	—
3	・入山規制	・入山規制	—
4	・避難状況の把握	・避難準備・高齢者等避難開始	・避難準備・高齢者等避難開始
5	・広域一時滞在の調整 ・避難状況の把握	・避難勧告、避難指示（緊急）	・避難勧告、避難指示（緊急）

(※) 火山現象の影響を受ける危険性を勘案し、早期避難が必要な地域として選定する「特定地域」については、他の地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難に係る防災対応を行うものとする。（「特定地域」の選定については、表 2-12 のとおり。）

(4) 登山道・道路の規制対応

① 火口周辺地域における登山道・道路の規制

噴火警戒レベル2（火口周辺規制）及び3（入山規制）における登山道・道路の規制は、以下のとおりとする。

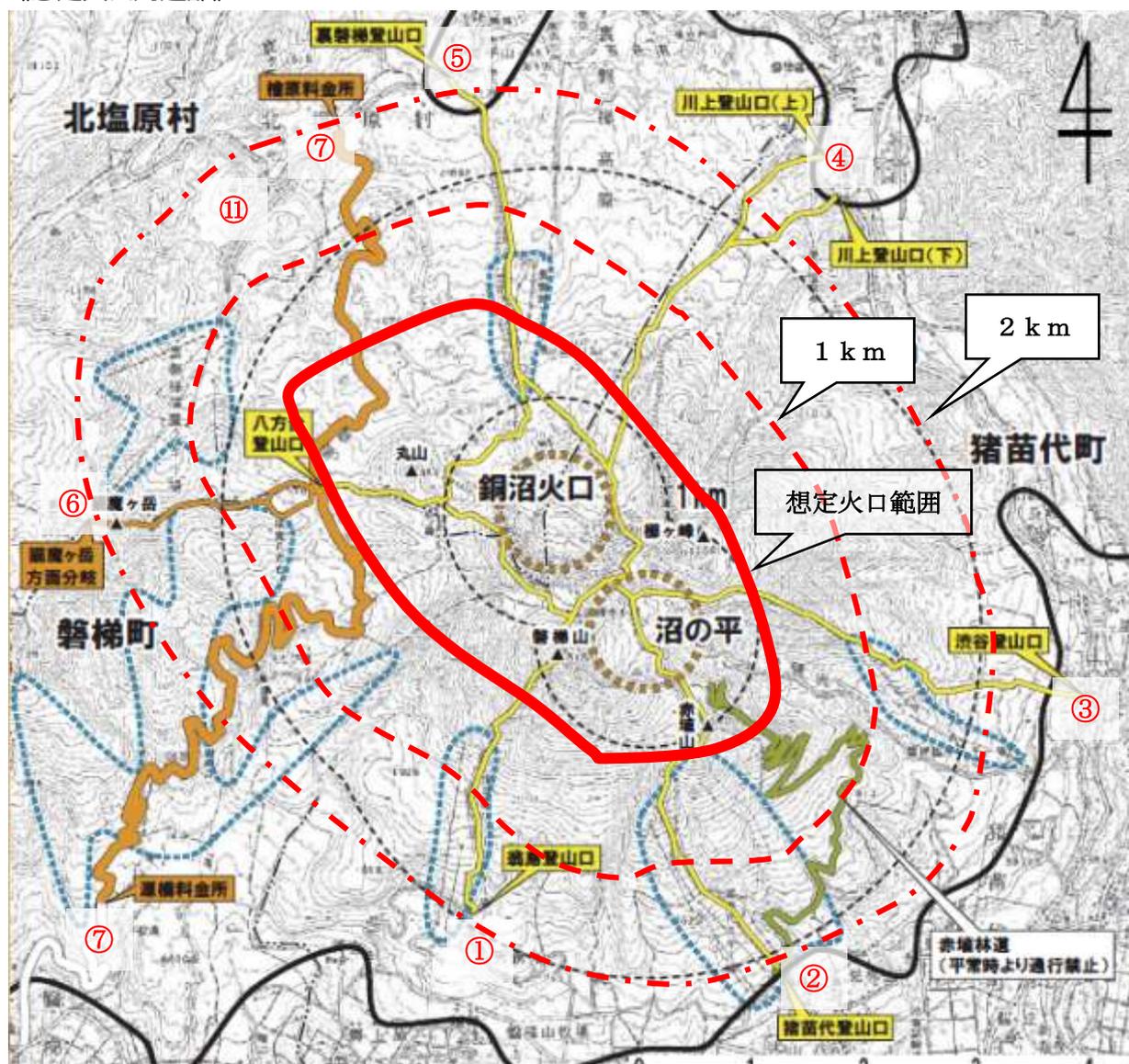
表 2-5 火口周辺地域における登山道・道路の規制等箇所

噴火警戒レベル	担当機関	規制箇所 (立入規制看板設置箇所)	規制等周知・案内看板設置箇所
2	猪苗代町	①翁島登山口、②猪苗代登山口、 ③渋谷登山口、④川上登山口	(該当なし)
	磐梯町	(該当なし)	⑧厩岳山登山口
	北塩原村	⑤裏磐梯登山口、 ⑥猫魔ヶ岳方面分岐	⑨ラビスパ登山口 ⑩金沢峠雄国沼駐車場
	福島県	⑦磐梯山ゴールドライン (旧檜原料金所～旧源橋料金所)	(該当なし)
3	猪苗代町 磐梯町 北塩原村	噴火警戒レベル2と同様	
	福島県	噴火警戒レベル2と同様	⑪国道459号(※) (噴石等注意喚起区間)

(※) ⑪の区間は、通行規制による地域への影響を考慮し、車両の駐停車禁止及び噴石等への注意喚起区間として対策を講じることにより、噴火警戒レベル3の段階で通行規制は行わないものとする。ただし、火山現象の状況により、協議会等において道路通行の危険が高いと判断された場合は、通行規制に切り替えるものとする。

図 2-1 火口周辺地域における登山道・道路の規制等箇所図 《仮置き》

《想定火口周辺部》



※ 看板等設置の詳細は、巻末資料 1「火口周辺規制・入山規制看板等設置位置詳細図」のとおり。

《磐梯町側》



※ 看板等設置の詳細は、巻末資料1「火口周辺規制・入山規制看板等設置位置詳細図」のとおり。

《北塩原村側》



※ 看板等設置の詳細は、巻末資料1「火口周辺規制・入山規制看板等設置位置詳細図」のとおり。

② 居住地域に被害が及ぶ場合の道路規制

大規模な噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージに対する道路規制は、立入規制区間に準ずるものとする。影響が予想される路線は以下のとおり。

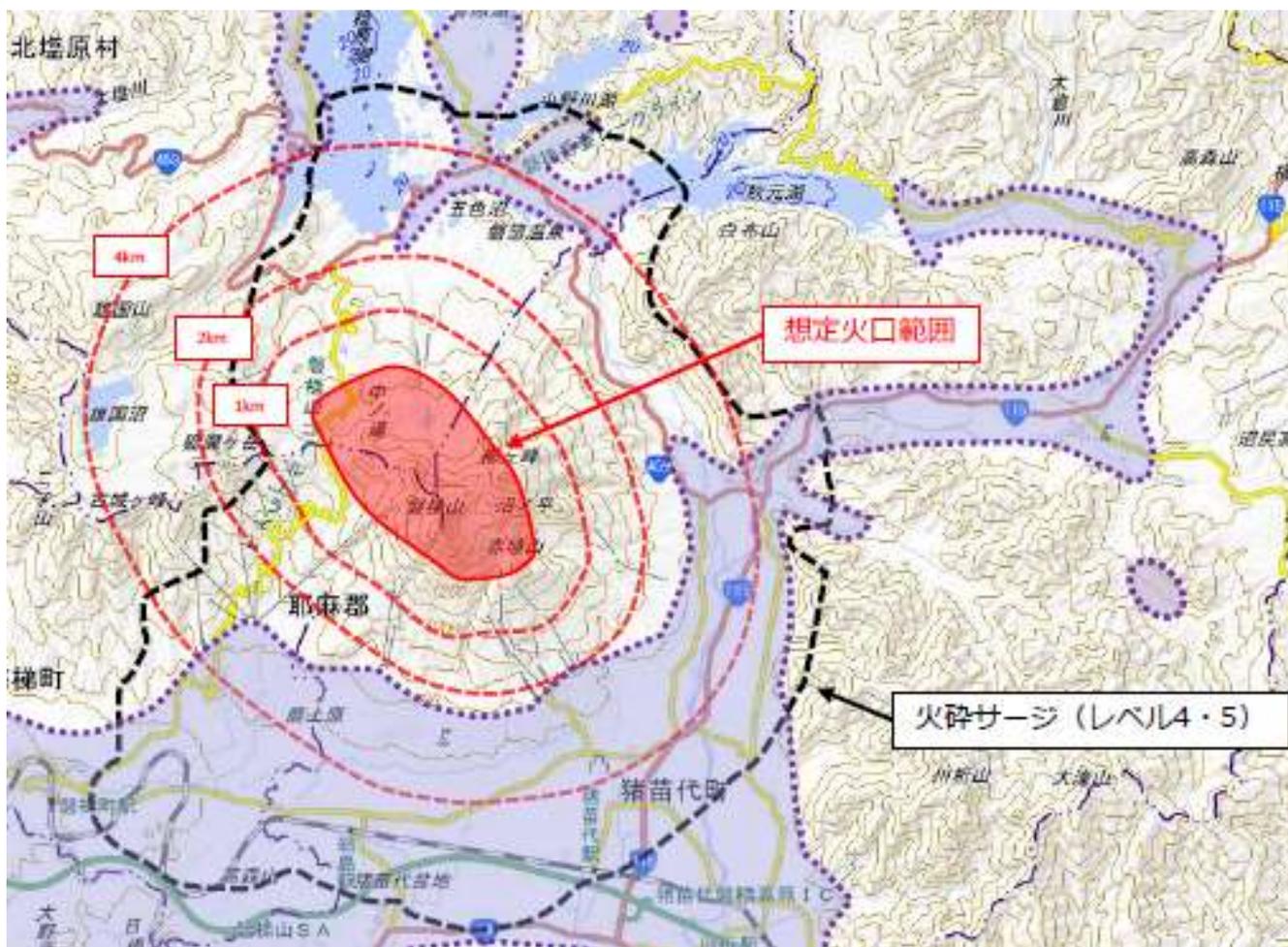
また、融雪型火山泥流等その他の火山現象に対する道路規制は、実際の火山現象の状況を踏まえ、警察及び道路管理者が関係機関と連絡調整の上、迅速に対応する。

なお、当該道路規制は、噴火警戒レベルが5に引き上げられた時点での対応を原則とし、協議会における協議等により、噴火警戒レベル4の時点で道路通行の危険が高いと判断された場合、その時点で警察及び道路管理者は道路規制を実施するものとする。

表 2-6 大規模噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響が予想される路線

道路管理者	路線名
国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所	国道49号
福島県	国道115号
	国道459号
	県道2号線 (米沢・猪苗代線)
	県道323号線 (野老沢川桁停車場線)
	県道322号線 (壺楊本町線)
	県道64号線 (会津若松・裏磐梯線)
	県道7号線 (猪苗代・塩川線)
	県道227号線 (下館停車場線)
NEXCO 東日本	磐越自動車道 (猪苗代IC ~ 磐梯河東IC)

図 2-2 大規模噴火に伴う大きな噴石及び火砕流・火砕サージの影響想定図 《仮置き》



(5) 国との合同会議等

噴火警戒レベル 4 以上に相当する噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、国は、必要に応じて、国、関係地方自治体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議を開催する。

協議会の構成機関は、国との合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や被害情報等について、情報を共有し、防災対応について協議する。

【開催場所（候補地）】

福島県危機管理センター（福島県福島市杉妻町 2 - 1 6 県庁北庁舎 2 階）

福島県会津若松合同庁舎 新館 2 階大会議室（福島県会津若松市追手町 7 - 5）

2.2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する予報・警報・情報

表 2-7 火山に関する予報・警報・情報

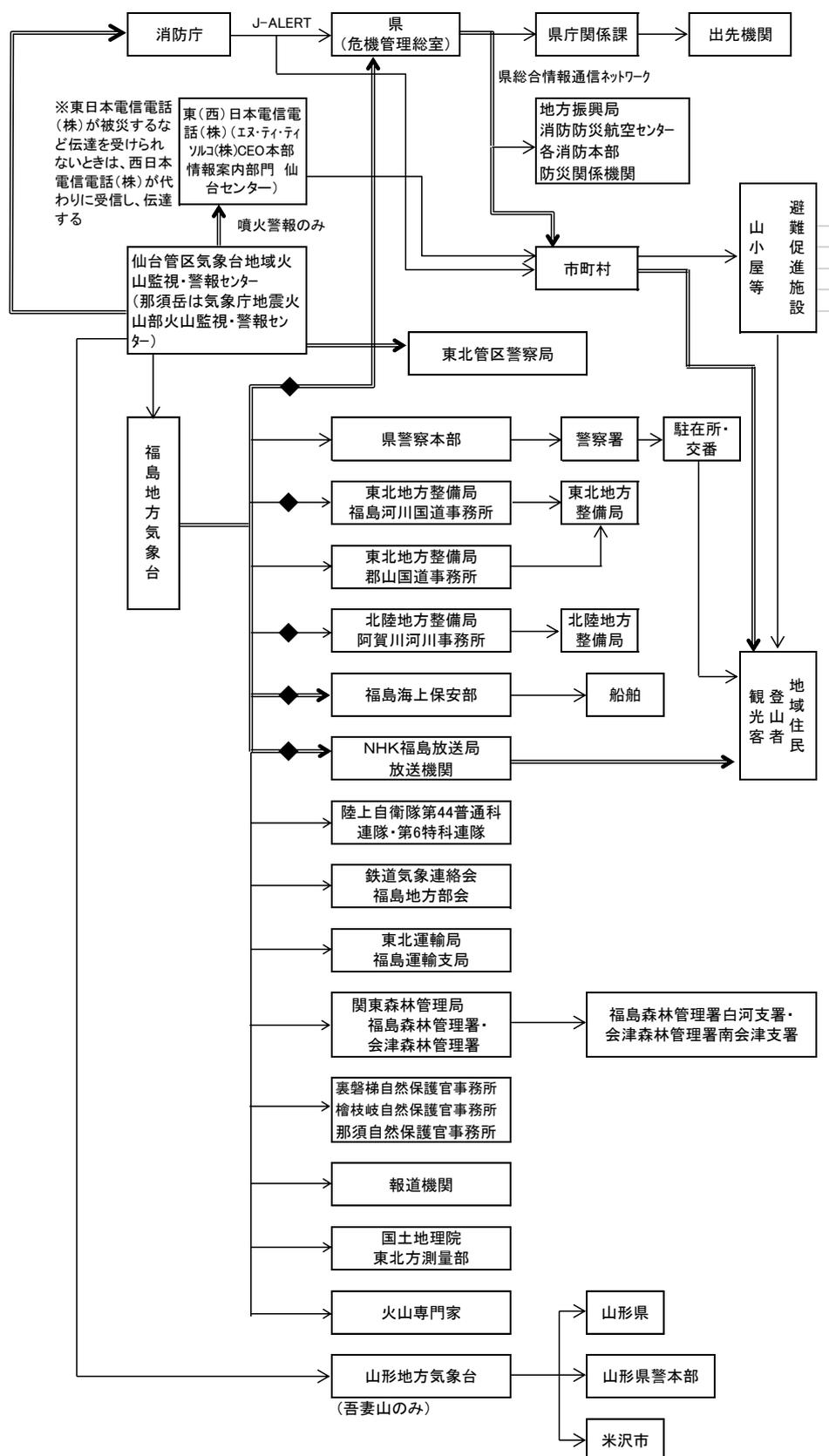
種 類	内 容	発信元
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	<p>仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表。</p> <p>噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。</p>	気象庁
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報		
噴火予報	<p>仙台管区気象台が、予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表。</p>	
噴火速報	<p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために発表。</p> <p>なお、以下のような場合には発表しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から噴火している火山で、普段と同規模の噴火が発生した場合 ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合 	
火山の状況に関する解説情報	<p>火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表。臨時に発表する際は、火山活動の高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示する。</p>	
降灰予報（定時）	<p>噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。</p> <p>18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。</p>	
降灰予報（速報）	<p>噴火が発生した火山^{※1}に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。</p> <p>噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。</p> <p>※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。</p>	

種 類	内 容	発信元
降灰予報 (詳細)	<p>噴火が発生した火山^{※2}に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い噴火発生後 20～30 分程度で発表。</p> <p>噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。</p> <p>※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。</p>	気象庁
火山ガス予報	<p>居住地に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報で、気象庁（及び仙台管区气象台）が発表。</p>	
火山活動解説資料	<p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表。</p>	
月間火山概況	<p>前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、毎月月上旬に発表。</p>	
噴火に関する火山観測報	<p>主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表。</p>	
土砂災害緊急情報	<p>緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。</p>	国土交通省

(2) 噴火警報等の伝達系統図

仙台管区気象台が発表する噴火警報、噴火予報、降灰予報等は、下図により伝達される。

図 2-3 噴火警報等の伝達系統図



※ 二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。(放送機関はNHK福島放送局のみ)

※ 「◆」は、防災情報提供システム(送達報)を用いた情報伝達を示す。

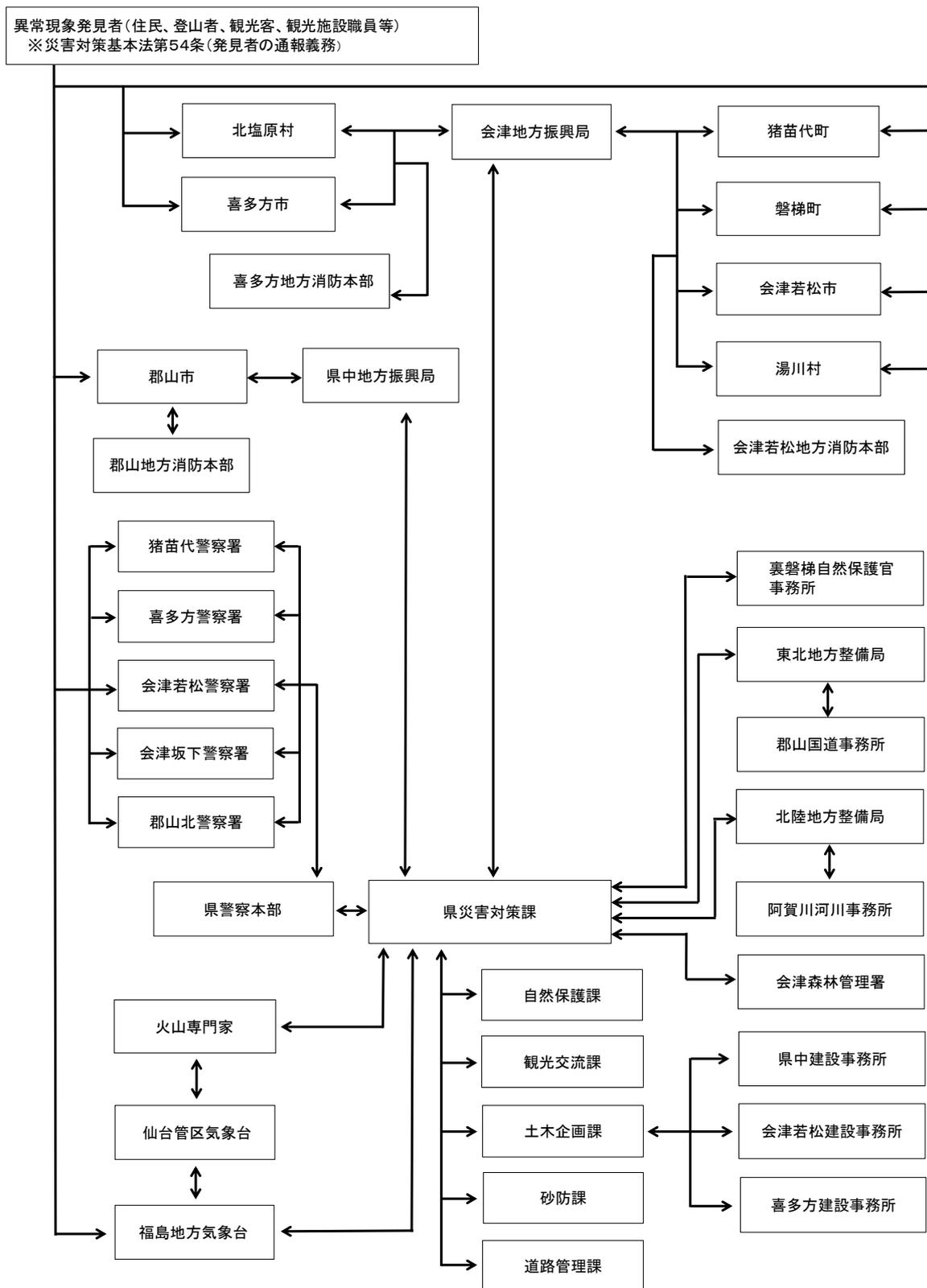
※ 北陸地方整備局に対しては、新潟地方気象台から防災情報提供システムを用いた情報の伝達あり。

(3) 異常現象等の報告等

噴火、降灰、鳴動、地温の上昇等災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災害対策基本法第54条（発見者の通報義務）により、市町村又は警察署等に通報する。

通報を受けた市町村又は警察署等は、下記の連絡系統図により速やかに関係機関へ連絡する。

図 2-4 磐梯山情報連絡系統図



※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。
 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。

① 通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表 2-8 のとおりである。

なお、住民や登山者等及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表 2-8 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常
	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	有感地震の発生や多発
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

② 異常現象の調査と速報

福島県、猪苗代町、磐梯町、北塩原村の職員、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容を「図 2-4 磐梯山情報連絡系統図」により速報する。

○ 速報の内容

- ・ 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・ 発生場所（どこで確認されたか）
- ・ 発生による影響（住民、登山者等、動植物、施設への影響）

通報を受けた仙台管区気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

(4) 住民・登山者等への情報伝達と手段

① 平常時の情報発信

県及び関係市町村は、磐梯山が活火山であることや火山活動の状況等の情報について、チラシ・ポスター等の啓発素材や各種広報媒体を活用し、住民や登山者等への啓発に努める。

また、観光事業者（観光施設、宿泊施設等）、観光協会、交通事業者等の協力を得て、観光施設や宿泊施設等において、火山防災に係る情報発信の推進を図る。

② 緊急時の情報伝達

関係市町村は、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）等あらゆる手段を活用し、住民や登山者等に対して、緊急の情報（噴火警報や入山規制、避難勧告・指示等）を周知し、入山規制の実施や早期下山を呼びかけ、火山活動の状況に応じた避難等に関する情報伝達を行う。

県は、ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、消防防災ヘリコプター、ラジオ等報道機関等を活用し、市町村が行う情報伝達を支援する。

2.3 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難勧告・指示等の発令基準

火口周辺規制、入山規制、避難勧告・指示等の発令基準は概ね以下のとおりである。

表 2-9 避難勧告・指示等の発令基準と範囲

情報の種類	発令基準	範囲
火口周辺規制	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル2（火口周辺規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合 	気象台が発表する警戒範囲（想定火口から概ね1 km 以内）
入山規制	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル3（入山規制）の火口周辺警報が発表された場合 ・居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される場合 	気象台が発表する警戒範囲（想定火口から概ね2 km 以内）
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル4（避難準備）が発表されるなど、居住地域に被害を及ぼす噴火が発生することが予想される（可能性が高まってきている）場合 	居住地域における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・噴火警戒レベル5（避難）が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生又は切迫している状態にあり、人の生命又は身体を災害から保護する必要がある場合 	居住地域における避難対象地域（表 1-3-1、表 1-3-2、表 1-3-3、表 1-3-4）及び特定地域（表 2-12）（火口位置や火山活動の状況により発令範囲を限定又は追加する場合あり）
避難指示（緊急）		
警戒区域の設定		災害対策基本法第 63 条により、市町村長が立入規制区域を設定

(※) 火山現象の影響を受ける危険性を勘案し、早期避難が必要な地域として選定する「特定地域」については、他の地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令を行うものとする。（「特定地域」の選定については、表 2-12 のとおり。）

(※) 降灰後の土石流等の土砂移動現象に対する避難については、噴火警戒レベルに応じた避難対応によらず、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき国土交通省が実施する緊急調査の結果を踏まえ、協議会等で対応を協議する。

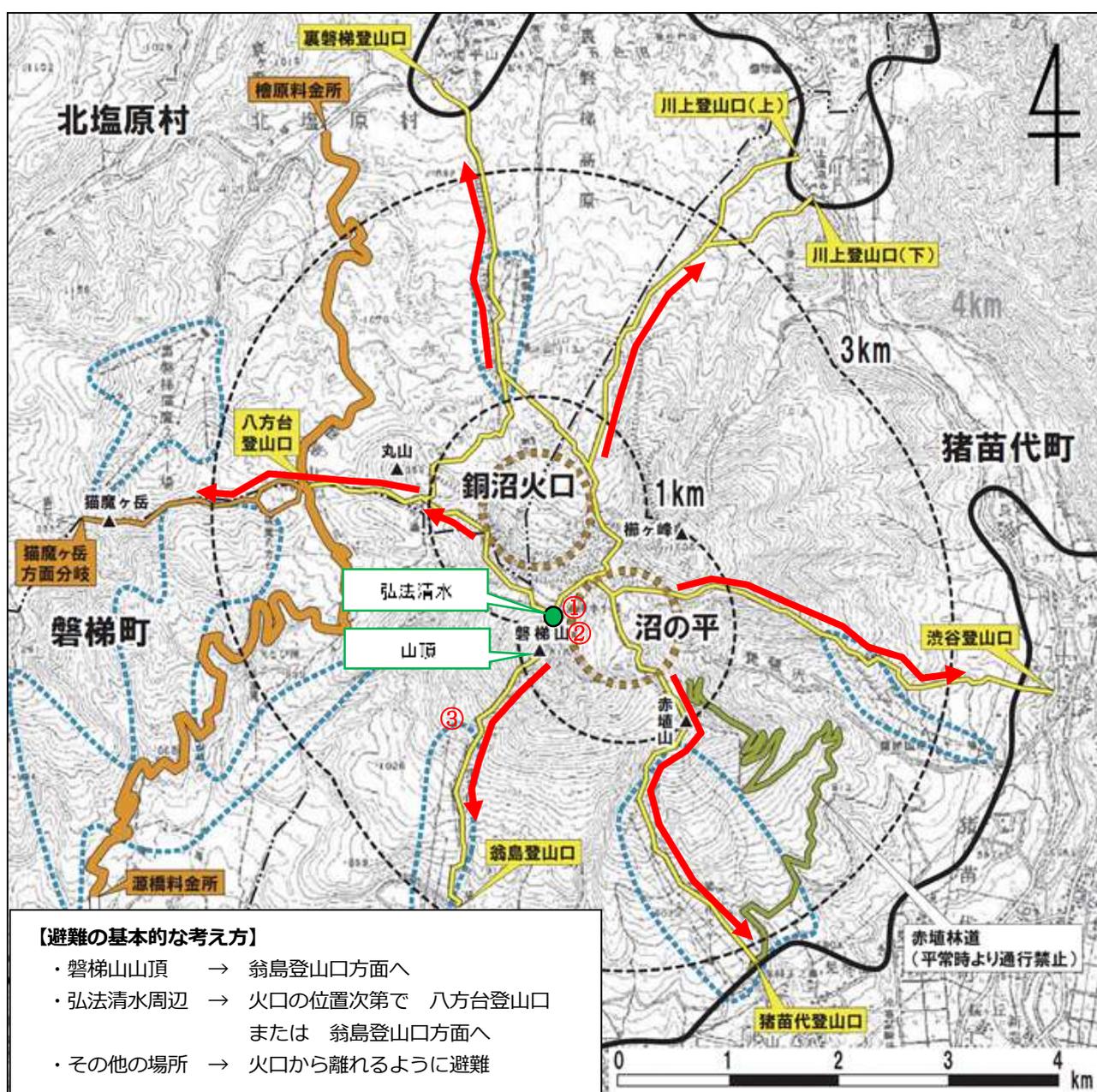
(2) 火口周辺における避難場所及び避難方向

磐梯山の火口周辺における緊急退避場所及び避難方向は、以下のとおりである。

表 2-10 火口周辺の緊急退避場所

名 称	構造・面積	想定収容人数
①弘法清水小屋	木 造 30㎡	約15名
②岡部小屋（弘法清水付近）	木 造 69㎡	約34名
③磐梯山口ーブウェイ山頂駅	鉄骨造 120㎡	約60名

図 2-5 火口周辺地域における避難方向《今後差替え》



(3) 居住地域における避難場所（避難所）及び避難経路

磐梯山で火山災害が発生した場合に、住民等が避難する場所及び避難の経路は、以下のとおりである。

なお、必要に応じて開設される福祉避難所は、巻末資料2「福祉避難所一覧」のとおり。

表 2-11 指定避難所等一覧

〈猪苗代町〉 【非積雪期の場合】

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
新在家	会津総合運動公園 (避難中継所)	会津若松市門田町御山 字村上 164	—	0242-28-4440	国道49号 → 県道会津若松裏磐 梯線
五十軒					
釜井					
烏帽子					
東南真行					
西真行					
大在家					
行津桜川					
翁島駅前					
土田					
不動					
磐根					
砂川					
天鏡台温泉					
扇田					
千代田					
打越					
北高野					
八千代					

〈猪苗代町（続き）〉 【 非積雪期の場合 】

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
六角	会津総合運動公園 (避難中継所)	会津若松市門田町御山 字村上 164	—	0242-28-4440	国道49号 → 県道会津若松裏磐 梯線
百目貫					
堤崎					
島田					
上ノ上					
四ッ谷	郡山ユラックス 熱海 (避難中継所)	郡山市熱海町熱海 2 丁 目 148-2	—	024-984-2800	国道49号 → 県道磐梯熱海停車 場線
名古屋町					
古城町					
本町					
新北町					
新堀向					
今泉					
桜ヶ丘					
明戸					
下館					
志津					
荻窪					
水沢					
伯父ヶ倉					
白木城					
小水沢					
樋ノ口					

〈猪苗代町（続き）〉 【非積雪期の場合】

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
衾次	緑小学校 月輪地区コミュニティセンター	猪苗代町大字中小松字 狐川原甲 1566-1 猪苗代町大字金田字西 川原 380-3	700 人	0242-66-2208	主要地方道猪苗代塩 川線 → 町道堅田五百苅線 → 国道49号 → 町道金曲中線
半坂			80 人	0242-66-2201	
神明町					
旭町	東中学校 川桁体育館 猪苗代町 防災センター	猪苗代町大字川桁字上 川原 2262-75 猪苗代町大字川桁字長 町 3480	1,000 人 300 人	0242-66-2329 0242-66-2883	町道堅田五百苅線 → 県道壺楊本町線 県道猪苗代スキー場 線 → 主要地方道猪苗代 塩川線 → 町道堅田五百苅線 → 県道壺楊本町線
新町イ					
新町ロ					
上新町					
九軒町					
中町					
土町					
見衾山					
葉山		猪苗代町大字川桁字新 町 3601 猪苗代町大字川桁字寺 道北 60	70 人 100 人	0242-66-3905 0242-66-2127	主要地方道米沢・猪苗 代線 → 国道115号 → 県道壺楊本町線
スキー場					
見衾					
沼ノ倉					
渋谷					
長坂					
川上	中ノ沢体育館	猪苗代町大字蚕養字沼 尻山甲 2855 番地 173	250 人	0242-64-3239	国道459号 → 国道115号 → 県道中ノ沢熱海線
千貫	中ノ沢保育所	猪苗代町大字蚕養字沼 尻山甲 2855 番地 171	50 人	0242-64-3616	

〈猪苗代町〉 【 積雪期の場合 】

避難対象 地 区	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	主な避難経路
四ッ谷	会津総合運動公園 (避難中継所)	会津若松市門田町御山 字村上 164	—	0242-28-4440	国道49号 → 県道会津若松裏磐 梯線
名古屋町					
古城町					
本 町					
旭 町					
新町イ					
新町ロ					
上新町					
九軒町					
半 坂					
中 町					
神明町					
新北町					
新堀向					
今 泉					
見 祢					
沼ノ倉					
渋 谷					
長 坂					
土 町					
祢 次					
川 上					
見祢山					

〈猪苗代町（続き）〉 【 積雪期の場合 】

避難対象 地区	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	主な避難経路
葉 山	会津総合運動公園 (避難中継所)	会津若松市門田町御山 字村上 164	—	0242-28-4440	国道 4 9 号 → 県道会津若松裏磐 梯線
スキー場					
桜ヶ丘					
千 貫					
三城潟					
新在家					
五十軒					
釜 井					
烏帽子					
東南真行					
西真行					
大在家					
西久保					
行津桜川					
翁島駅前					
土 田					
不 動					
磐 根					
砂 川					
天鏡台 温 泉					
西 舘					
牛 沼					
入 江					

〈猪苗代町（続き）〉 【 積雪期の場合 】

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路	
相名目	会津総合運動公園 (避難中継所)	会津若松市門田町御山 字村上 164	—	0242-28-4440	国道49号 → 県道会津若松裏磐 梯線	
蜂屋敷						
廻谷地						
扇田						
千代田						
打越						
富永						
北高野						
八千代						
六角						
百目貫						
堤崎						
島田						
上ノ上						
川上	桧原湖セミナー ハウス	北塩原村大字桧原字水 梨原 1137-3	300人	0241-34-2066	国道459号 → 県道2号線 → 県道64号線	
千貫						
川崎	緑小学校	猪苗代町大字中小松字 狐川原甲 1566-1	700人	0242-66-2208	町道金曲川崎線 町道金曲夷田線 → 町道金曲小平潟線 → 町道金曲中線	
夷田						
松橋		月輪地区コミュニ ティセンター	猪苗代町大字金田字西 川原 380-3	80人	0242-66-2201	町道金曲新堀向線 → 町道金曲小平潟線 → 町道金曲中線
松橋浜						

〈猪苗代町（続き）〉 【 積雪期の場合 】

避難対象 地区	名 称	所在地	収容 人数	連絡先	主な避難経路
明 戸	東中学校	猪苗代町大字川桁字上 川原 2262-75	1,000 人	0242-66-2329	県道野老沢・川桁停車 場線 → 町道観音寺川東中 線
下 館					
志 津	川桁体育館	猪苗代町大字川桁字長 町 3480	300 人	0242-66-2883	
荻 窪					
水 沢	猪苗代町 防災センター	猪苗代町大字川桁字新 町 3601	70 人	0242-66-3905	
伯父ヶ倉					
白木城	さくらこども園	猪苗代町大字川桁字寺 道北 60	100 人	0242-66-2127	
小水沢					
樋ノ口					
名 家	中ノ沢体育館	猪苗代町大字蚕養字沼 尻山甲 2855 番地 173	250 人	0242-64-3239	国道 1 1 5 号 → 県道中ノ沢熱海線
酸川野	中ノ沢保育所	猪苗代町大字蚕養字沼 尻山甲 2855 番地 171	50 人	0242-64-3616	

〈磐梯町〉

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
町内全域	磐梯町中央公民館	磐梯町大字磐梯字仁渡 1018 番地	100 人	0242-73-2017	県道 7 号線
	磐梯町町民体育館	磐梯町大字磐梯字仁渡 1023 番地	300 人	0242-73-2017	
	磐梯第一小学校	磐梯町大字磐梯字水口 2528 番地	250 人	0242-73-3131	
	磐梯第二小学校	磐梯町大字大谷字屋敷 前 33 番地	230 人	0242-73-3141	
	磐梯中学校	磐梯町大字磐梯字仁渡 914 番地	50 人	0242-73-3116	
	磐梯幼稚園	磐梯町大字磐梯字小原 1872 番地	50 人	0242-73-3474	
	磐梯町保育所	磐梯町大字磐梯字漆方 1060 番地 1	40 人	0242-73-3133	
	磐梯町交流館	磐梯町大字磐梯字山道 311 番地 62	60 人	0242-74-1288	
	磐梯町ふれあい センター	磐梯町大字磐梯字町在 家 8 番地	250 人	0242-73-3617	
中部地区 東部地区	河東総合体育館 (避難中継所)	会津若松市河東町浅山 字石堀山 40-1	—	0242-75-5111	県道 7 号線 → 国道 4 9 号
西部地区	駒形小学校 (避難中継所)	喜多方市塩川町中屋沢 字竹屋丙 32-1	—	0241-27-3222	県道 7 号線 → 県道 3 3 7 号線 → 市道竹屋・紙子線 → 市道田原・熊倉線

〈北塩原村〉

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
剣ヶ峯 行政区	ラビスパ裏磐梯	北塩原村大字大塩字桜 峠 8664-5	300 人	0241-33-2200	国道 4 5 9 号 → 県道 2 号線 → 県道 6 4 号線 → 国道 4 5 9 号
蛇 平 行政区	桧原湖セミナーハ ウス	北塩原村大字桧原字水 梨原 1137-3	300 人	0241-34-2066	国道 4 5 9 号 → 県道 2 号線 → 県道 6 4 号線
秋 元 行政区	北塩原村生活改善 センター	北塩原村大字桧原字早 稲沢 527-8	100 人	0241-34-2262	国道 4 5 9 号 → 県道 2 号線 → 県道 6 4 号線
長 峯 行政区	北塩原村保健 センター	北塩原村大字大塩字掘 田山 8518-93	100 人	0241-28-3733	県道 6 4 号線 → 国道 4 5 9 号

〈会津若松市〉

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
河東町 福島地区	河東学園小学校	会津若松市河東町南高野字金剛田 1	500 人	0242-76-1231	県道 6 9 号線 → 市道幹Ⅱ-37号線

〈喜多方市〉

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
1 区	塩川体育館	喜多方市塩川町字東岡 320-1	499 人	0241-27-4174	県道 1 2 7 号線
	塩川福祉センター	喜多方市塩川町字東岡 320-1	191 人	0241-27-4174	
2 区	塩川保健福祉センター	喜多方市塩川町字身神 300-1	279 人	0241-28-1251	米沢街道
3 区		喜多方市塩川町字身神 300-7	86 人	0241-27-2112	
4 区	塩川中学校	喜多方市塩川町字高道 1551	284 人	0241-27-2021	国道 1 2 1 号
5 区	姥堂小学校	喜多方市塩川町小府根字曾谷田 151-1	118 人	0241-27-3357	
6 区	姥堂地区公民館	喜多方市塩川町新江木字橋本前田 6-1	39 人	0241-27-4106	
7 区	喜多方桐桜高校	喜多方市豊川町米室字高吉 4344-5	611 人	0241-22-1230	国道 1 2 1 号 → 市道一ノ堰・大沢線 → 県道 2 1 号線
8 区	豊川公民館	喜多方市豊川町一井字間々ノ上 676-5	64 人	0241-22-0266	国道 1 2 1 号 → 市道一ノ堰・大沢線
8 区	豊川小学校	喜多方市豊川町一井字八百苺 688	128 人	0241-22-0599	
9 区	第一中学校	喜多方市字谷地田上 7573	401 人	0241-22-0274	国道 1 2 1 号 → 県道 3 3 7 号線
1 0 区	第一小学校	喜多方市字水上 6868	210 人	0241-22-2103	国道 1 2 1 号 → 国道 4 5 9 号
1 1 区	第二小学校	喜多方市字六百苺 7373	388 人	0241-22-0465	国道 1 2 1 号 → 県道 3 3 7 号線 → 県道 2 1 0 号線
1 2 区	押切川公園体育館	喜多方市字押切一丁目 86	688 人	0241-23-0771	国道 1 2 1 号 → 市道一ノ堰・大沢線 → 県道 2 1 号線
藤の木	会北中学校	喜多方市熱塩加納町米岡字下台乙 839	245 人	0241-36-2038	国道 1 2 1 号 → 県道 3 8 3 号線
	熱塩加納体育館	喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000	463 人	0241-36-2117	

〈喜多方市（続き）〉

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
13区 14区	堂島小学校	喜多方市塩川町四奈川 字西鑑召 2076-1	173人	0241-27-3223	県道61号線 → 県道21号線
	堂島地区公民館	喜多方市塩川町四奈川 字前田丙 574	53人	0241-27-2362	
	福島県立テクノ アカデミー会津	喜多方市塩川町御殿場 4-16	299人	0241-27-3221	市道御殿場西線
	慶徳小学校	喜多方市慶徳町豊岡字 今町 381	129人	0241-22-1903	県道61号線 → 県道21号線 → 県道61号線 → 県道336号線 → 県道16号線
	慶徳ふれあい館	喜多方市慶徳町豊岡字 本町 2790-2	66人	0241-22-1901	
	山都体育館	喜多方市山都町字広中 新田 1165	339人	0241-38-2393	
	山都中学校	喜多方市山都町字上ノ 原道西 875	269人	0241-38-2056	
三橋 江添 金川 馬場新田 下窪 館ノ内	駒形地区公民館	喜多方市塩川町中屋沢 字竹の花 1372-1	81人	0241-27-8515	県道69号線
	熊倉小学校	喜多方市熊倉町熊倉字 クネ添 1433	105人	0241-22-1809	県道69号線 → 県道337号線
	熊倉公民館	喜多方市熊倉町熊倉字 壇ノ前 1511	54人	0241-22-1801	
	第三中学校	喜多方市字南原 3475	223人	0241-22-5121	県道69号線 → 県道337号線 → 国道121号
	第二中学校	喜多方市字常盤台 25	433人	0241-22-0799	県道69号線 → 県道337号線 → 国道121号 → 国道459号

〈湯川村〉

避難対象地区	名称	所在地	収容人数	連絡先	主な避難経路
高瀬地区	湯川村体育館	湯川村大字清水田字川 入3番地	988人	0241-27-4107	村道浜崎・高瀬・笈川 線 → 県道浜崎高野会津 若松線
水谷地区					県道浜崎高野会津若 松線
沼ノ上地区					
浜崎地区					国道121号 → 村道浜崎・高瀬・ 笈川線 → 県道浜崎高野会津 若松線
桜つつみ地区					
松川団地					村道浜崎・高瀬・笈川 線 → 県道浜崎高野会津 若松線

(4) 特定地域の選定

火口からの距離や避難経路の状況、その他地域の実情を踏まえ、他の居住地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難の対応を要する特定地域は、以下のとおりとする。

表 2-12 特定地域（早期避難の対応を要する地域）

〈猪苗代町〉

対象地域	噴火警戒レベル	避難対応	影響を受ける火山現象	早期避難を要する理由等
猪苗代スキー場周辺	2	避難開始	大きな噴石 火砕流 火砕サージ	敷地の一部が大きな噴石や火砕流・火砕サージの影響範囲（想定火口から1 km）の範囲内に含まれるため。
猪苗代リゾートスキー場周辺	2	避難開始	大きな噴石 火砕流 火砕サージ	
ファミリースノーパークばんだい×2周辺	2	避難開始	大きな噴石 火砕流 火砕サージ	

〈磐梯町〉

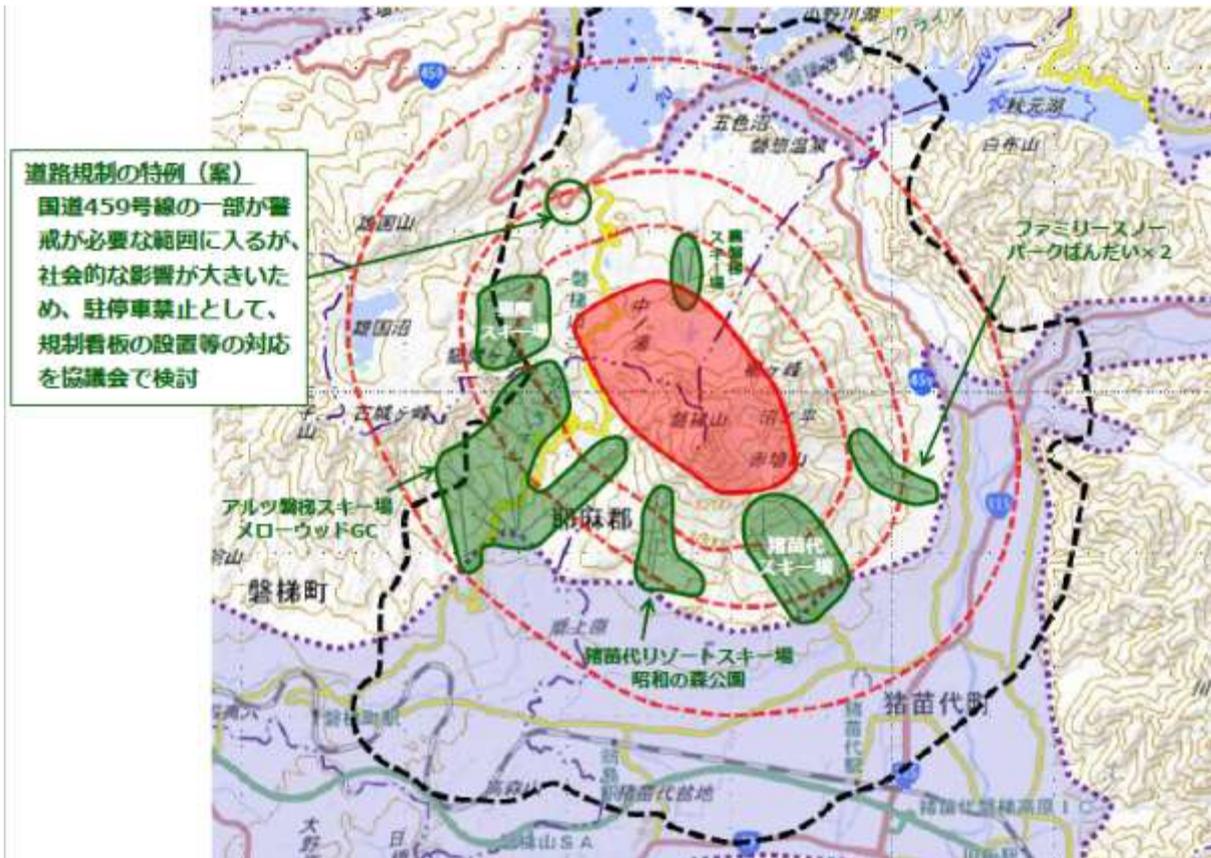
対象地域	噴火警戒レベル	避難対応	影響を受ける火山現象	早期避難を要する理由等
アルツ磐梯周辺	2	避難開始	大きな噴石 火砕流 火砕サージ	敷地の一部が大きな噴石や火砕流・火砕サージの影響範囲（想定火口から1 km）の範囲内に含まれるため。

〈北塩原村〉

対象地域	噴火警戒レベル	避難対応	影響を受ける火山現象	早期避難を要する理由等
裏磐梯スキー場周辺	2	避難開始	大きな噴石 火砕流 火砕サージ	敷地の多くが大きな噴石や火砕流・火砕サージの影響範囲（想定火口から1 km）の範囲内に含まれるため。
裏磐梯猫魔スキー場周辺	2	避難開始	大きな噴石 火砕流 火砕サージ	敷地の一部が大きな噴石や火砕流・火砕サージの影響範囲（想定火口から1 km）の範囲内に含まれるため。

図 2-6 特定地域（早期避難の対応を要する地域）図

《仮置き》



(5) 避難促進施設の指定

関係市町村は、火口からの距離や火山現象の影響等を考慮し、不特定多数の者が集まる施設や避難に時間を要する要配慮者が利用する施設等を避難促進施設として指定し、市町村の地域防災計画に位置付ける。

また、関係市町村は、避難促進施設に指定された施設による避難確保計画の作成を支援し、本計画との整合を確保する。

協議会の構成機関は、関係市町村が行う避難促進施設の指定について、予め協議する。

(6) 避難手段の確保

噴火時等の避難では、徒歩や自家用車等、各自の手段で避難することを基本とする。

また、突発的に噴火した場合等において火口周辺等から逃げ遅れた登山者等の輸送手段として、福島県及び関係市町村は、警察、消防、自衛隊及び協議会の構成機関と連携して車両等の調整を図るとともに、平時から災害時応援協定等に基づく輸送手段の確保に向けた取組を進める。

(7) 突発的に噴火した場合の行動に関する周知

福島県及び関係市町村は、突発的に噴火した場合に住民や登山者等が自ら取るべき行動について、平時からチラシや防災マップ等により周知啓発を行うものとする。

なお、チラシ等の作成にあたっては、外国人登山者等への周知も想定し、複数言語での表記等に努めるものとする。

2.4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

関係市町村は、災害現場において逃げ遅れた者や行方不明者の救助活動に関して、福島県、警察、消防、自衛隊と協議し調整を図り、互いに連携のとれた計画（救助計画）を策定する。

福島県、関係市町村、警察は、連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などの情報を収集し、関係機関で共有する体制を整備する。

(2) 医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送することが想定される医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助活動のためのヘリポートは、巻末資料 3「医療機関一覧」、巻末資料 4「ヘリポート等一覧」のとおり。

3. 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

(1) 異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表された場合

① 協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報又は臨時の解説情報が発表された場合、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。

福島県及び関係市町村は、防災対応が必要と判断される場合、火口周辺規制等の必要な対応をとる。また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、火口周辺規制や登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行うことも想定する。

関係機関は、市町村等が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。

なお、火口周辺規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

表 3-1 臨時の解説情報が発表された場合の体制（レベル1）

噴火警戒 レベル	体制			
	福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村
レベル1 活火山である ことに留意	【なし】～ 【事前配備】	【なし】～ 【事前配備】	【なし】～ 【警戒配備】	【なし】～ 【警戒配備】
		会津若松市	喜多方市	湯川村
		【なし】～ 【情報収集】	【なし】～ 【情報収集】	【なし】～ 【情報収集】

② 情報収集・伝達

ア 福島県

福島県は、気象庁から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対しても、関係市町村と連携し、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について周知し、今後の情報について注目するように促す。

イ 市町村

関係市町村は、気象庁から臨時の解説情報の発表等を受けた場合、関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、防災行政無線、ホームページ、メール、ラジオ等報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

また、必要に応じて、協議会と連携し、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

ウ 山頂付近の山小屋等

山頂付近の山小屋等の管理者は、猪苗代町から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、噴火警戒レベルの引上げや噴火に備えた対応を行う。

(2) 噴火警戒レベル2に引き上げられた場合

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、福島県及び関係市町村は、表 3-2 に記載の防災体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会等での協議を踏まえ、火口周辺規制を実施するとともに、登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

協議会の構成機関は、予め定められている火口周辺規制の範囲（想定火口から概ね1 km の範囲）に基づき、担当する防災対応にあたる。

なお、実際の火山活動の状況を踏まえ、必要に応じて協議会等で規制範囲の変更等について協議する。

また、今後、噴火警戒レベルが3以上に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、入山規制、住民や登山者等の避難、救助活動などの防災対応について協議する。

表 3-2 噴火警戒レベル2が発表された場合の体制

噴火警戒レベル	体制			
	福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村
レベル2 火口周辺 規制	【警戒配備】	【事前配備】	【警戒配備】	【警戒配備】
		会津若松市	喜多方市	湯川村
		【情報収集】	【情報収集】	【情報収集】

② 情報収集・伝達

ア 福島県

福島県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民・登山者等に対して、ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、ラジオ等報道機関の活用等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、山頂付近からの下山を繰り返し呼びかける。

また、関係市町村及び警察等と連携し、登山届等から、登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

さらには、協議会の構成機関間で、火口周辺規制の実施状況、住民・登山者等への周知等の対応状況を把握して情報を共有するとともに、必要に応じて、住民・登山者等への合同説明会の開催に協力する。

イ 市町村

関係市町村は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、防災行政無線、ホームページ、メール、看板の設置、ラジオ等報道機関の活用等に

より、住民・登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について周知するとともに、磐梯山火山警報装置(サイレン)を吹鳴することにより、登山者等に対し危険性を周知し、必要に応じて、住民・登山者等への合同説明会を開催する。

なお、特に外国人観光客等については、観光協会ホームページ及び SNS への情報掲載等、観光協会と連携し、規制についての周知を図る。

住民・登山者等への周知については、以下の内容を参考とする。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容(例)>

こちらは、(猪苗代町、磐梯町、北塩原村)です。
本日午前(午後)〇時〇分、磐梯山の噴火警戒レベルが2(火口周辺規制)に引き上げられたため、全ての登山道を閉鎖します。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
(以上繰り返し)

<緊急時のメールの内容(例)>

こちらは、(猪苗代町、磐梯町、北塩原村)です。
本日午前(午後)〇時〇分、磐梯山の噴火警戒レベルが2(火口周辺規制)に引き上げられたため、全ての登山道を閉鎖します。
登山者は火口から直ちに離れ、下山してください。
また、周囲の方にも下山を呼びかけてください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

ウ 山頂付近の山小屋等

山頂付近の山小屋等の管理者は、猪苗代町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者及び施設周辺の登山者等に周知するとともに、周囲に下山の呼びかけを行いながら自らも下山する。

③ 火口周辺規制

福島県、猪苗代町、磐梯町、北塩原村は、表 2-5、図 2-1 及び巻末資料 1「火口周辺規制・入山規制看板等設置位置詳細図」に基づき、登山道及び道路の規制に関する看板等を設置し、規制内容・理由等を示す。

また、各町村は、警察・消防等と連携し、火口周辺規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認する。

④ 登山者等の避難誘導

ア 福島県

福島県は、ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、消防防災ヘリコプター、ラジオ等報道機関の活用等により、登山者等に下山を呼びかける。

イ 猪苗代町、磐梯町、北塩原村

猪苗代町、磐梯町、北塩原村は、防災行政無線、メール、ラジオ等報道機関、磐梯山火山警報装置（サイレン）等により、登山者等に下山を呼びかける。

また、猪苗代町は、山頂付近の山小屋に連絡し、避難誘導への協力（登山者等への下山の呼びかけ・ヘルメットの配布等）を要請する。

ウ その他機関

警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。その際、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ対応するものとする。

⑤ 下山者への対応

福島県及び猪苗代町、磐梯町、北塩原村は、警察等と連携し、登山届をもとに主な登山口における下山者の安否確認を行う。また、噴火警戒レベルの引上げにより、予定外の登山口に下山した登山者等を各登山口や避難所へ搬送する。

⑥ 早期避難の対応

猪苗代町、磐梯町、北塩原村は、噴火警戒レベル2で早期避難の行動を要する特定地域（表2-12）に対して避難勧告・指示等を発令し、特定地域における施設関係者と連携して施設利用者・職員等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて受入先となる避難所等の開設を速やかに行う。

特定地域における避難促進施設では、予め作成する避難確保計画に基づき、関係機関への情報伝達や施設利用者・職員等の避難誘導を行う。

(3) 噴火警戒レベル3に引き上げられた場合

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、福島県及び関係市町村は、表 3-3に記載の防災体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、協議会等での協議を踏まえ、入山規制を実施して登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

協議会の構成機関は、予め定められている入山規制の範囲（想定火口から概ね2kmの範囲）に基づき、担当する防災対応にあたる。

なお、実際の火山活動の状況を踏まえ、必要に応じて協議会等で規制範囲の変更等について協議する。

また、今後、噴火警戒レベルが4以上に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

表 3-3 噴火警戒レベル3（入山規制）が発表された場合の体制

噴火警戒レベル	体制			
	福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村
レベル3 入山規制	【警戒配備】～ 【特別警戒配備】	【警戒配備】	【警戒配備】	【警戒配備】
		会津若松市	喜多方市	湯川村
		【事前配備】～ 【警戒配備】	【事前配備】～ 【警戒配備】	【事前配備】～ 【警戒配備】

② 情報収集・伝達

ア 福島県

福島県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民・登山者等に対して、ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、ラジオ等報道機関の活用等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知するとともに、消防防災ヘリコプターを活用し、山頂付近からの下山を繰り返し呼びかける。

また、関係市町村及び警察等と連携し、登山届等から、登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

さらには、協議会の構成機関間で、入山規制の実施状況、住民・登山者等への周知等の対応状況を把握して情報を共有するとともに、必要に応じて、住民・登山者等への合同説明会の開催に協力する。

イ 市町村

関係市町村は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、防災行政無線、ホームページ、メール、看板の設置、ラジオ等報道機関の活用等により、住民・登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の実施について周知するとともに、磐梯山火山警報装置（サイレン）を吹鳴することにより、登山者等に対し危険性を周知し、必要に応じて、住民・登山者等への合同説明会を開催する。

なお、特に外国人観光客等については、観光協会ホームページ及び SNS への情報掲載等、観光協会と連携し、規制についての周知を図る。

住民・登山者等への周知については、以下の内容を参考とする。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容（例）>

こちらは、(猪苗代町、磐梯町、北塩原村)です。
本日午前(午後)〇時〇分、磐梯山の噴火警戒レベルが3(入山規制)に引き上げられたため、全ての登山道を閉鎖します。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
(以上繰り返し)

<緊急時のメールの内容（例）>

こちらは、(猪苗代町、磐梯町、北塩原村)です。
本日午前(午後)〇時〇分、磐梯山の噴火警戒レベルが3(入山規制)に引き上げられたため、全ての登山道を閉鎖します。
登山者は火口から直ちに離れ、下山してください。
また、周囲の方にも下山を呼びかけてください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

ウ 山頂付近の山小屋等

山頂付近の山小屋等の管理者は、猪苗代町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や入山規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者及び施設周辺の登山者等に周知するとともに、周囲に下山の呼びかけを行いながら自らも下山する。(事前に噴火警戒レベルが2に引き上げられていた場合は、その時点で対応を行う。)

③ 入山規制

福島県、猪苗代町、磐梯町、北塩原村は、表 2-5、図 2-1 及び巻末資料 1「火口周辺規制・入山規制看板等設置位置詳細図」に基づき、登山道及び道路の規制に関する看板等を設置し、規制内容・理由等を示す。

また、各町村は、警察・消防等と連携し、入山規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認する。

④ 登山者等の避難誘導

ア 福島県

福島県は、ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、消防防災ヘリコプター、ラジオ等報道機関の活用等により、登山者等に下山を呼びかける。

イ 市町村

猪苗代町、磐梯町、北塩原村は、防災行政無線、メール、ラジオ等報道機関、磐梯山火山警報装置（サイレン）等により、登山者等に下山を呼びかける。

ウ その他機関

警察、消防等は、登山者等の避難誘導にあたる。その際、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ対応するものとする。

⑤ 下山者への対応

福島県及び猪苗代町、磐梯町、北塩原村は、警察等と連携し、登山届をもとに主な登山口における下山者の安否確認を行う。また、噴火警戒レベルの引上げにより、予定外の登山口に下山した登山者等を各登山口や避難所へ搬送する。

⑥ 早期避難の対応

噴火警戒レベル2を経過せずに噴火警戒レベルが3に引き上げられた場合、特定地域（表 2-12）における早期避難の対応は、噴火警戒レベル2の対応に準じる。

(4) 噴火警戒レベル4に引き上げられた場合

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、福島県及び関係市町村は、表 3-4 に記載の防災体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、関係市町村は、本計画 1. 3 (2) で定める避難対象地域に避難準備・高齢者避難開始の情報を発令し、要配慮者の避難誘導や避難所開設等を行うとともに、噴火警戒レベル4の段階で避難を必要とする地域に避難勧告・指示等を発令し、住民等の避難に関する対応を行う。

なお、火山の活動状況に応じて、協議会や国との合同会議における協議等を踏まえ、住民避難に関する情報を発令する地域を決定する。

協議会の構成機関は、必要な防災体制をとり、情報共有体制を強化するとともに、協議会や国との合同会議における協議等を踏まえ、担当する防災対応にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の発生に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

表 3-4 噴火警戒レベル4（避難準備）が発表された場合の体制

噴火警戒 レベル	体 制			
	福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村
レベル4 避難準備	特別警戒配備 ～ 特別警戒本部	【第1非常配備】	【災害対策本部】	【災害対策本部】
		会津若松市	喜多方市	湯川村
		【第1非常配備】	【第1非常配備】	【第1非常配備】

② 情報収集・伝達

ア 福島県

福島県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、テレビ・ラジオ等報道機関の活用等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難に関する情報等について周知する。

また、協議会の構成機関間で、住民等の避難の実施状況、広報・情報伝達の対応状況を把握して情報を共有するとともに、必要に応じて、住民等への合同説明会の開催に協力する。

イ 市町村

関係市町村は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、防災行政無線、広報車、メール、ホームページ、テレビ・ラジオ等報道機関の活用等により、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難に関する情報等について周知するとともに、必要に応じて、住民等への合同説明会を開催する。

なお、特に外国人観光客等については、観光協会ホームページ及び SNS への情報掲載等、

観光協会と連携し、規制や避難についての周知を図る。

住民等への周知については、以下の内容を参考とする。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容（例）>

こちらは、〇〇市（町・村）です。
本日午前（午後）〇時〇分、磐梯山の噴火警戒レベルが4（避難準備）に引き上げられました。
〇時〇分、〇〇地区へ避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発令しました。
避難行動に時間を必要とする方などは、直ちに〇〇（指定避難所等）へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後の火山災害の拡大に備えて、避難の準備を始めてください。
住民の皆様は、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
（以上繰り返し）

<緊急時のメールの内容（例）>

こちらは、〇〇市（町・村）です。
本日午前（午後）〇時〇分、磐梯山の噴火警戒レベルが4（避難準備）に引き上げられました。
〇時〇分、〇〇地区へ避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発令しました。
避難行動に時間を必要とする方などは、直ちに〇〇（指定避難所等）へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後の火山災害の拡大に備えて、避難の準備を始めてください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
なお、磐梯山への入山規制は継続中です。

③ 入山規制（登山道・道路の規制）

噴火警戒レベル3における入山規制を継続する。噴火警戒レベル3を経過せずに噴火警戒レベル4に引き上げられた場合は、噴火警戒レベル3に準じて規制対応を行う。

また、磐梯山ゴールドライン以外の道路規制については、本計画2. 1（4）②による。

④ 指定避難所の開設等

ア 福島県

福島県は、避難生活の長期化を考慮した避難所等の確保や物資等の供給について、市町村を支援する。

イ 市町村

関係市町村は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を行う。さらに、今後の避難勧告・指示等の発令も想定し、避難所等の開設準備を行う。

なお、避難生活が長期化する可能性にも留意し、避難所等となる施設の確保や物資等の供給体制の構築にあたる。

⑤ 要配慮者の避難誘導

関係市町村は、予め作成している避難行動要配慮者名簿及び個別計画等に基づき、消防団、民生委員、自主防災組織、福祉事業者等の避難支援等関係者と連携し、要配慮者の避難誘導を行う。

また、警察・消防等と協力し、避難対象者の安否確認や避難完了の確認等を行う。

⑥ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

関係市町村は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、必要に応じて交通事業者にバス等の臨時便を要請するなど、観光客等の帰宅支援を行う。

⑦ 早期避難の対応

関係市町村が協議会の関係機関との情報共有・協議等を踏まえ、噴火警戒レベル4の段階で早期避難が必要と判断した地域がある場合については、噴火警戒レベル5の対応に準じて住民等の避難対応を行う。

(5) 噴火警戒レベル5に引き上げられた場合

① 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、福島県及び関係市町村は、表 3-5に記載の防災体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、関係市町村は、本計画 1. 3 (2) に定める避難対象地域に避難勧告又は避難指示（緊急）を発令し、住民等の避難に関する対応を行う。

なお、火山の活動状況に応じて、協議会や国との合同会議における協議等を踏まえ、住民避難に関する情報を発令する地域を決定する。

協議会の構成機関は、必要な防災体制をとり、情報共有体制を強化するとともに、協議会や国との合同会議における協議等を踏まえ、担当する防災対応にあたる。

また、本計画の想定を超える火山災害の発生・影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大や避難の実施方法などの防災対応について協議・検討する。

表 3-5 噴火警戒レベル5（避難）が発表された場合の体制

噴火警戒 レベル	体 制			
	福島県	猪苗代町	磐梯町	北塩原村
レベル5 避難	災害対策本部	【第2非常配備】	【災害対策本部】	【災害対策本部】
		会津若松市	喜多方市	湯川村
		【第1非常配備】 ～ 【第2非常配備】	【第1非常配備】 ～ 【第2非常配備】	【第1非常配備】 ～ 【第2非常配備】

② 情報収集・伝達

ア 福島県

福島県は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、テレビ・ラジオ等報道機関の活用等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難に関する情報等について周知する。

また、協議会の構成機関間で、住民等の避難の実施状況、広報・情報伝達の対応状況を把握して情報を共有する。

イ 市町村

関係市町村は、気象庁から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、関係機関に情報伝達し情報共有を図る。

また、防災行政無線、広報車、メール、ホームページ、テレビ・ラジオ等報道機関の活用等により、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難に関する情報等について周知する。

なお、特に外国人観光客等については、観光協会ホームページ及び SNS への情報掲載等、観光協会と連携し、規制や避難についての周知を図る。

住民等への周知については、以下の内容を参考とする。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容（例）>

こちらは、〇〇市（町・村）です。
本日午前（午後）〇時〇分、磐梯山の噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられました。
〇時〇分、〇〇地区へ避難指示（緊急）を発令しました。
住民の皆様は、直ちに〇〇（指定避難所等）へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
（以上繰り返し）

<緊急時のメールの内容（例）>

こちらは、〇〇市（町・村）です。
本日午前（午後）〇時〇分、磐梯山の噴火警戒レベルが5（避難）に引き上げられました。
〇時〇分、〇〇地区へ避難指示（緊急）を発令しました。
住民の皆様は、直ちに〇〇（指定避難所等）へ避難してください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
なお、磐梯山への入山規制は継続中です。

③ 道路規制

噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合の道路規制は、本計画2. 1（4）②による。

④ 避難所の開設等

ア 福島県

福島県は、避難生活の長期化を考慮した避難所等の確保や物資等の供給について、市町村を支援する。

イ 市町村

関係市町村は、住民等の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を速やかに行う。なお、避難生活が長期化する可能性にも留意し、避難所等となる施設の確保や物資等の供給体制の構築にあたる。

⑤ 住民等の避難誘導

関係市町村は、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令に基づき、住民等の避難誘導を行う。火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへの緊急退避を呼びかける。

また、徒歩や自家用車等、各自の手段で避難することを基本とするが、必要に応じて県及び各市町村は、交通事業者の保有車両や自衛隊車両等による輸送を要請する。

なお、要配慮者の避難誘導及び避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援については、噴火警戒レベル4の対応に準じて行う。

警察、消防、自衛隊は、住民等の迅速かつ安全な避難誘導を行うため、関係市町村及び道路管理者等と協力・連携し、交通整理・誘導、通行規制や立入制限等を行う。

3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

(1) 突発的に噴火した場合

① 協議会の構成機関の体制

福島県及び関係市町村は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、避難誘導等を行う。

なお、噴火の発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

また、福島県は、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、市町村等と連携し、防災対応にあたる。

また、気象庁による火山現象に関する情報や国土交通省が実施する土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果及び火山専門家からのアドバイス等を踏まえ、規制の実施範囲や噴火現象への対応状況等について情報を共有し、今後の対応について協議する。

② 情報収集・伝達

ア 福島県

福島県は、ホームページ、ツイッター、Yahoo!防災速報、ラジオ等報道機関の活用等により、市町村が住民・登山者等に対して行う周知活動について支援する。

なお、消防防災ヘリコプターは、噴火の状況を踏まえ飛行可能な場合のみ運用し、下山の呼びかけを行う。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

イ 市町村

関係市町村は、警梯山火山警報装置（サイレン）、防災行政無線、広報車、メール、テレビ、ラジオ、ホームページなどによる情報伝達等、様々な手段を活用し、まず「火山が噴火した」「緊急退避の実施」「避難所までの避難」などの情報を速やかに住民・登山者等に周知する。その後、必要に応じて、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告・避難指示（緊急）等の発令などを伝達する。

また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民・登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

なお、特に外国人観光客等については、観光協会ホームページ及び SNS への情報掲載等、観光協会と連携し、噴火の発生について周知を図る。

住民・登山者等への周知については、以下の内容を参考とする。

<防災行政無線等による周知内容（例）>

こちらは、(猪苗代町、磐梯町、北塩原村)です。
本日午前(午後)〇時〇分、磐梯山で噴火が発生しました。
火口近くにいる方は、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守ってください。
今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。
(以上繰り返し)

<緊急時のメールの内容（例）>

こちらは、(猪苗代町、磐梯町、北塩原村)です。
本日午前(午後)〇時〇分、磐梯山で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者は、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守ってください。
また、今後の火山に関するお知らせ、テレビ・ラジオの報道に注意してください。

ウ その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、県、関係市町村、協議会の構成機関等と情報を共有するとともに、救助の体制をとる。

③ 登山者等の緊急退避

ア 協議会関係機関

猪苗代町、磐梯町、北塩原村は、火口周辺の登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、協議会等での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。なお、その際の避難は、徒歩を基本とする。

協議会の構成機関は、猪苗代町、磐梯町、北塩原村が行う登山者等の避難誘導について支援する。

警察、消防、自衛隊は、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行い、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

イ 山頂付近の山小屋等

山頂付近の山小屋等の管理者は、噴火の発生を確認した場合は、関係町村、警察等へ通報するとともに、自らの安全を確保しつつ、施設利用者及び施設周辺の登山者等に緊急退避の呼びかけ及び誘導等を行う。

④ 住民等の緊急退避

関係市町村は、火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対して、近くの頑丈な建物や高台などへの緊急退避を呼びかける。

また、協議会等での協議を踏まえ、緊急退避後の避難誘導にあたる。

協議会の構成機関は、関係市町村が行う住民等の避難誘導や輸送手段の確保等について支援する。

警察、消防、自衛隊は、関係市町村、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、規制や立入制限等を行い、住民等の避難誘導にあたる。

⑤ 避難所の開設等

居住地域で住民等の避難が必要となった場合における避難所の開設等については、噴火警戒レベル5の対応による。

3.3 連絡体制

(1) 救助活動の体制

① 救助活動の体制

警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。

また、県及び関係市町村は、必要に応じて現地災害対策本部を設置し、関係機関の対応について調整し、円滑な救助活動を推進する。

② 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必要に応じて、気象庁、火山専門家、国土交通省、林野庁、環境省等が技術的な支援を行う。

③ 活動基準の設定

警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、国土交通省等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

表 3-6 天候や火山の状態による活動基準

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に搜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがいいことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素 (H ₂ S) :10ppm、二酸化硫黄 (SO ₂) : 2 ppm

(参考) 御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書

④ 救助活動の範囲

福島県、関係町村、警察、消防及び自衛隊は、監視・観測データ等により予想される火山現象の影響範囲や土砂災害の危険範囲等について、気象庁、火山専門家、国土交通省等からの情報提供や助言等を踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

⑤ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。

警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認する。

(2) 住民・登山者等の救助活動

① 要救助者情報の把握

福島県及び関係市町村は、警察等との連携を密にし、登山届等と下山した者からの情報・避難者情報等との照合、避難対象地域における避難対象者のリストと避難所等で作成された避難者名簿との照合等により、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

② 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。

(3) 医療活動

福島県及び関係市町村は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。使用が想定される医療機関は巻末資料3「医療機関一覧」のとおり。

また、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は国等に対して、災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣について要請する。

3.4 広域避難

(1) 広域避難の判断・実施

関係市町村は、火山現象の影響により、同市町村内で安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、他市町村への広域避難の実施に向けて、避難先となる市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

また、広域避難の実施を決定した場合は、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域にいる住民等に対して、避難先となる市町村への広域避難について周知し、避難誘導の対応にあたる。

なお、避難先として想定される市町村と平時から協議を行い、火山災害が発生した場合における広域避難の具体的な実施体制について、予め整理しておくよう努めるものとする。

福島県は、関係市町村による広域避難に係る調整を支援する。

(2) 避難手段の確保

関係市町村は、広域避難の実施を決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、福島県及び避難先市町村等と情報を共有する。

自家用車等による各自の手段で避難することを基本としつつ、バス等による集団避難のため、福島県及び関係市町村は、災害時応援協定等に基づく要請により、バス等の輸送手段を確保する。

また、必要に応じて警察、消防、自衛隊等と連携して車両等の調整を図る。

(3) 避難先の受入れ

福島県は、避難先市町村等と連携して避難者の受入れについて確認するとともに、避難所等の割り当てなどの調整について、関係市町村（避難元）を支援する。

また、広域避難に関する対応状況や避難者情報を集約・整理する。

関係市町村（避難元）は、広域避難の対象となる避難者数、要配慮者数等の情報を福島県及び避難先市町村と共有し、避難対象地域に配慮した避難所等の割り当てを行う。

また、避難所等の開設・運営について、避難先市町村と協議する。

3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域

関係市町村は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民・登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

福島県、気象庁、火山専門家等は、火山災害による人の生命又は身体への危険を防止するため、必要に応じて協議会等において協議し、関係市町村に対して、警戒区域の設定について助言を行う。

関係市町村、警察、道路管理者は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置などを行う。

3.6 降灰が発生した場合における土砂災害への対応

噴火に伴う降灰が発生した場合、国土交通省は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、必要に応じて土砂災害緊急情報を福島県及び関係市町村に通知する。

福島県及び関係市町村は、気象庁による降灰・気象に関する情報提供、国土交通省による緊急調査の結果や土砂災害緊急情報の通知、火山専門家からのアドバイス等を踏まえ、降灰後の土石流等の発生に備えた立入規制や住民避難等の防災対応にあたる。

3.7 報道機関への対応

(1) 報道機関対応

協議会の事務局である福島県は、協議会の構成機関や観光関係団体等と情報を共有し、協議会で協議した対応方針や防災対応の状況についての情報を発信するとともに、報道機関からの取材・問い合わせに適時対応する。なお、専門的な説明が必要となる場合は、適宜、協議会の構成機関に対応を依頼する。

また、必要に応じて関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見では、関係機関が役割に応じて説明・対応する。（火山地域全体の防災対応の状況＝福島県、住民・登山者等の避難や避難所等の状況＝市町村、噴火警報や火山の活動状況＝気象庁、火山の活動状況に係る専門的知見からの解説＝火山専門家、道路等の規制状況＝警察・道路管理者）

市町村は、協議会としての体制が整うまでの間や、地域住民等に対するきめ細やかな対応等に備え、報道機関対応の窓口を設置して情報発信を行う。

(2) 安否情報の収集に関する要請

福島県及び関係市町村は、登山者等の安否情報の収集にあたり、報道機関に対し、下山者は協議会の関係市町村へ安否を連絡する旨の周知を要請する。

4. 緊急フェーズ後の対応

4.1 避難の長期化に備えた対策

福島県及び関係市町村は、被災者が健康状態を損なわずに避難生活を維持できるよう、必要な生活物資の提供や避難所の衛生環境の確保に取り組むとともに、医師や保健師等による巡回相談やメンタルヘルスケア、食事栄養指導等を行う。

また、避難生活の長期化に配慮し、避難所としての旅館・ホテルの利用、応急仮設住宅の建設や公営住宅の確保、民間賃貸住宅の借り上げ等の応急的な住宅供与について検討・調整を行う。

4.2 一時立入の対応

火山活動が小康状態となった場合、関係市町村は、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、福島県や関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間等を設定した上で、一時立入を実施する。一時立入の実施にあたっては、一時立入者名簿を作成し、警察、消防、道路管理者等を共有するとともに、**規制箇所等において一時立入者の入退去の確認を行う。**

また、緊急時において避難や退去の指示を確実に伝達できるよう、一時立入者と常に連絡が取れる体制をとる。

気象庁や火山専門家等は、一時立入の実施に先立ち、一時立入の可能な範囲や立入時間等について、福島県及び関係市町村に助言を行う。

警察や道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全を確認する。

4.3 避難勧告・指示等の解除

避難勧告や避難指示（緊急）を発令している市町村は、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、避難勧告や避難指示（緊急）の解除を判断・決定するとともに、必要に応じて帰宅の手順や経路を定めた帰宅計画を作成する。

また、避難勧告や避難指示（緊急）を解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用して住民等に周知し、必要に応じて帰宅計画等に関する住民説明会を開催する。

警察、道路管理者等は、避難勧告や避難指示（緊急）の解除に先立ち、対象区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難勧告や避難指示（緊急）の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

4.4 規制範囲の縮小又は解除

規制を実施している市町村は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することを防災行政無線やメール、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

福島県は、関係市町村と規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行う。また、関係市町村が行う規制範囲の縮小・解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、関係市町村や福島県に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小については、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、福島県及び関係市町村はその活動を支援する。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や新たな規制箇所での通行規制等を行う。

4.5 風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

福島県及び関係市町村は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、積極的な観光PR活動を行うなど、風評による影響を軽減するよう努める。

5. 平常時からの防災啓発と訓練

5.1 防災啓発

(1) 住民・登山者等への防災啓発

関係市町村は、住民・登山者等への啓発方法に係る協議会等での協議を踏まえ、火山防災マップや火山防災パンフレット等の作成・配布や、協議会の構成機関との連携・協力による説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図る。

福島県は、関係市町村が作成する火山防災マップや火山防災パンフレット等について、助言・監修を行うとともに、配布や説明会等の支援を行う。

協議会の構成機関は、登山届等の提出促進や火山防災の普及啓発に取り組む。

(2) 学校での防災教育

福島県及び関係市町村は、協議会の構成機関と連携し、出前講座や啓発用教材の作成支援等、学校における防災教育を推進する。

5.2 防災訓練

関係市町村は、単独もしくは協議会の構成機関と合同で、噴火時等を想定した防災訓練を行う。訓練には必要に応じて避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかけるとともに、広域避難を想定する場合は、避難先の市町村にも参加の協力を求める。

協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議して実施する。

気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について、市町村等に助言する。

【卷末資料】

- 1 火口周辺規制・入山規制看板等設置位置詳細図
- 2 福祉避難所一覧
- 3 医療機関一覧
- 4 ヘリポート等一覧